

平成28年第2回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成28年6月17日午前10時00分、第2回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主事 原島 賢一君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
若者定住化対策室長	山宮 忠仁君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	天野 成浩君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	原島 政行君	教 育 課 長	守屋 吉彦君
病院事務長	河村 光春君		

平成28年第2回奥多摩町議会定例会議事日程[第3号]

平成28年6月17日(金)

午前10時00分開議

会期 平成28年6月14日～6月17日(4日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	---	議長開議宣告	---
2	---	議会運営委員会委員長報告	---
3	---	一般質問(11名) 1 石田 芳英議員 2 高橋 邦男議員 3 師岡 伸公議員 4 小峰 陽一議員 5 原島 幸次議員 6 澤本 幹男議員 7 宮野 亨議員 8 村木 征一議員 9 木村 圭議員 10 大澤由香里議員 11 清水 明議員	---
4	議員提出議案 第1号	早期に都政の正常化を求める決議	原案可決
5		各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	---
6	---	議員派遣について	---
7	---	町長あいさつ	---

(午後4時09分 閉会)

午前 10 時 00 分 開議

○議長（須崎 眞君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日に限り町広報担当者が議場内で、写真撮影を行いますのでご承知おき願います。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしく申し上げます。

日程第 2 議会運営委員会委員長報告を行います。

本件については、本日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の追加議案について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、宮野亨議員よりご報告願います。

宮野亨議員。

〔議会運営委員長 宮野 亨君 登壇〕

○議会運営委員長（宮野 亨君） 7 番、宮野でございます。

おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成 28 年第 2 回奥多摩町町議会定例会の追加案件について、本日 6 月 17 日、午前 9 時から議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告いたします。

本日、追加議案として議員提出議案 1 件を上程することに決定いたしました。

議案の取り扱いについて申し上げます。配付してあります「提出案件及び上程別・採決別一覧表」をごらんください。

議員提出議案第 1 号「早期に都政の正常化を求める決議」、については、単独上程の即決と決定しております。

以上が、議会運営委員会の協議結果であります。

本日の議会運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。追加議案の取り扱いについては、議会運営委員会委員長報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、追加議案の取り扱いについては、議会運営委員会委員長報告のとおりとすることに決定しました。

次に、日程第 3 一般質問を行います。通告のありました議員は 11 名であります。これより通告順に行います。

初めに、6 番、石田芳英議員

〔6 番 石田 芳英君 登壇〕

○6 番（石田 芳英君） 6 番、石田芳英でございます。

おはようございます。平成 28 年第 2 回奥多摩町議会定例会一般質問をいたします。

私からは 1 項目、防災無線のハード面とソフト面についてご質問させていただきます。

奥多摩町の防災無線について機種はかなり老朽化し、部品交換や修繕が困難になりつつあり、新しい機種の検討を進めていると以前ご答弁がございました。現在、防災無線は、相談会やイベントの案内、大会等の結果報告、災害時や緊急時の情報提供や注意喚起など、種々の活用が図られております。

将来的には、双方向の通信やひとり暮らしの方の見守りなど、さまざまな活用の可能性の幅もあると考えられ、少子高齢化が進む当町にあって、安心・安全な生活を営むツールとして防災無線を捉えることも今後必要かなと考えられ、機種選定もそのような観点から行うべきと思われます。以上より以下お伺いいたします。

①防災無線のハード面の整備は、今後どのようにされるかお伺いいたします。

②現在の防災無線の運用ルールについて、どのようなルールになっているのでしょうか。特に、大雪や台風、地震等の災害発生時の運用ルールはどのようでしょうか。

③将来、防災無線の運用に関し、ひとり暮らしの方などの健康や介護にも活用できるような役割も必要かなと思いますが、その点のお考えはいかがでしょうか。

以上、3 点についてお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 6 番、石田芳英議員の防災無線のハード面とソフト面についての一般質問にお答え申し上げます。

防災行政無線は、市町村が地域防災計画に基づき、それぞれの地域における防災、救急、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、あわせて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局であります。

町では、平成 12 年 4 月に現在の防災行政無線局を開局し、同報系及び移動系で運営しております。

初めに、同報系の防災行政無線とは、住民に同時に知らせる放送として整備されるものであり、防災無線局が開局される以前の有線放送を発展解消したものであります。内容としましては、戸別または屋外受信機への放送・制御等を行う操作卓が整備された固定局、拡声スピーカーから放送内容が流される屋外拡声局、各家庭に配置されている戸別受信機により構成されており、町からのお知らせ、さまざまな行事等の案内、災害時及び緊急時における情報提供などに活用されております。

また、対処に時間的余裕がない大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃等についての情報を、国から住民まで直接瞬時に伝送する全国瞬時警報システム、一般的には J-アラートというふうに言われておりますけれども、同報系防災無線を利用して運用をしております。

次に、移動系の防災行政無線は、他の通信手段が途絶えた場合に、防災担当者の情報伝達手段を確保する目的で設置されるシステムであります。役場に設置される基地局、通信

エリアを確保するため、山の頂上等に設置される中継局、簡単に持ち出しができる携帯型無線、自動車搭載用の車載型無線などからなる移動局があり、移動局相互間の直接交信も可能となっております。

災害発生時には防災関係業務に優先して利用されるほか、一般行政事務、行事の際の連絡用としても使用されております。

全国では、およそ8割の自治体で整備されておりますが、近年の大規模災害の発生を教訓として、防災行政用無線には画像転送、データ転送など、これまで以上に多様化・高度化する通信ニーズへの対応が要求されるとともに、平常時における有効活用を図るため、さらなる改善が求められております。

しかし、デジタル化への対応に当たっては、使用可能なアナログシステムを破棄する必要があり、戸別受信機が指定された専用受信機以外に使用できず、多額の導入費用を要するなどの問題点もございます。

ご質問の1点目、防災行政無線のハード面の今後の整備でございますが、現在の同報系防災行政用無線はアナログ方式で、運用開始から16年以上が経過しており、修繕などに必要な部品の製造はされておられません。

また、電波法令の改正により、平成34年で現在のアナログ方式が使用できなくなり、デジタル化へ移行する必要があるとございますので、本年度では操作卓を更新し、その後、計画的に周辺機器、戸別受信機の整備をしてまいりたいと考えております。

町では各世帯に戸別受信機を配布し、毎日の定時放送や自治会からの臨時放送、火災や救助などの緊急放送など、他市町村と比較しても多くの情報を提供し、住民の貴重な情報源ともなっていることから、整備について確実に進めてまいりたいと考えております。

2点目の防災行政無線の運用ルールについてですが、平常時・災害時ともに庁舎に設置しております親局から放送するとともに、臨時放送や緊急放送に備えるため、庁舎宿直室と奥多摩消防署に放送設備を備えた遠隔制御装置を設置しております。

また、地区遠隔装置を備え、自治会、各学校、町内の官公庁などからは、事前に登録をいただいた固定電話、携帯電話を使用し、お知らせの放送を流せることになっております。

災害発生時の運用につきましては、まず、火災、救助活動が発生した際の緊急放送につきましては、消防署、町、消防団で放送時のチャイムの種類等を含め運用について取り決めし、消防署で放送をしております。

災害時の放送要領といたしましては、火災時には、建物火災及び山林火災については緊急チャイムにより、車両火災及び電柱火災などのその他火災については、24時間、時間を問わずに放送し、鎮圧した後の事故てんまつ放送については、建物火災及び山林火災については通常チャイムで24時間、火災鎮圧の車両火災及びその他の火災については、6時から20時までの間は鎮圧時に、それ以外の夜間の時間帯の場合は、翌朝の6時以降に放送することとしております。これは住宅及び山林火災の場合は周辺に影響があることから、す

ぐにお知らせをする必要があるとの判断からであります。

また、救助活動については、奥多摩消防署だけの対応の場合は出動放送をせず、他の署隊に応援を要請した場合には出動放送することとなっております。

応援隊を要請した場合、非常に多くの車両がサイレンを鳴らして現場へ向かうため、住民の方にも出動状況をお知らせする必要があるとの判断からであります。

その他、風水害、雪害などの災害については、災害時に備えた告知放送を含め、町で対応することとしております。

3点目の将来の運用についてであります。今後、デジタル化に移行することにより、双方向での通信が可能となりますが、双方向通信に対応した電波方式では、当町のような山間地では電波伝送距離が短く向いておらず、双方向通信をする場合は電波伝送距離を補う子局の設備も相当数必要になります。

また、双方向通信に対応した戸別受信機の単価も、受信のみの戸別受信機と比較して高価なものとなり、整備費用を含め莫大な金額が必要となります。

防災行政用無線は、災害時における町独自の通信網として備えるべきものであることから、双方向通信ができるシステムについては、通信業者が整備している通信網を利用して、スマートフォンやタブレット端末を利用したコミュニケーション事業を取り入れていくのも有効な方法であると考えております。

いずれにいたしましても、防災行政無線の整備に当たっては、今後、通信について詳細な調査、設計をし、安全・安心なまちづくりのため、費用対効果を含め、最も有効的・効果的な方法で整備をするよう取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（須崎 眞君） 石田芳英議員、再質問はありますか。

○6番（石田 芳英君） はい、お願いします。

○議長（須崎 眞君） はい、どうぞ。

○6番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。再質問をお願いしたいと思えます。

ご答弁のように、アナログからデジタル化に移行されるということで、ぜひとも防災無線は貴重な情報源でございますので、デジタル化に当たっては、いろいろな機能ができるような体制でお願いしたいというふうに思っております。

また災害時には、テレビとかSNSが不通になるところがあるかと思うんですけれども、そういうときは防災無線が唯一の情報源になろうかと思っておりますので、特に、災害発生時には情報提供というところをよろしくお願いしたいと思っております。

1点ご質問ですけれども、町の中を歩いていますと、防災無線の放送に関しまして、要望や改善など時々お話をお伺いするケースがございます。先ほど運用ルールにのっとり、しっかりと放送されているということですが、中には放送を聞いて住民の皆様、特にご高齢の方々が、明るく元気な気持ちになれるような要素も必要ではないかなというようなお声も聞かれます。こういう点も一応配慮されているのかなと思うんですけれども、これ

も一つの放送の役割かなというふうに考えます。

そのような点を踏まえまして、今までいろいろ改善されていると思うんですけれども、特に今まで注意されている点とか、あるいは、工夫されている点などがありましたら、どのようなご苦勞があったかということをお聞かせいただければと思います。よろしく願います。

○議長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 6番、石田芳英議員の再質問にお答えいたします。

今、議員からお話ございましたように、アナログからデジタルへの更新につきましては、今後、最も有効的な活用ができるようにということで、先ほど町長からもご答弁申し上げましたけれども、山間地で双方向でやっていくには、かなりアンテナといいますか、子局ですね、それらを整備しなければならないということが言われておりまして、実際に設計等については、今後、詳細設計、業者のほうにお願いしてやっていくわけですけれども、今まで話している中では、かなりのそういう施設が必要になってくるということです。

いずれにいたしましても、災害時の情報提供等の関係に向けて、間違いなく安全体制で整備をしてみたいと思っております。

それで、ご質問の関係ですけれども、ご高齢の方が明るく元気になるような要素でということで、やはり私どものほうにも、放送の内容やアナウンサー等について、いろいろなご意見やご要望等をいただいているところです。その日の放送の内容によって、かなりボリュームが多くなりますと、時間内におさめようとして早口になってしまったりとかいうようなときには、聞き取りづらいので、やはりもうちょっとゆっくりやってほしいとか、そのようなこともたびたびご要望としてお伺いしているところです。

その対応につきましては、放送の内容等について、なるべく簡潔にわかりやすくということで、依頼された放送内容についても、私どものほうで手直しをして、わかりやすく放送できるようにというようなことで取り組んでいるところでございます。

また、アナウンサーのことにつきましても、先ほど言いました早口であるとか、わかりづらいというような点が指摘されていることがありますので、私どものほうで、やはりアナウンサーも交えて、いろいろ話の仕方だとか、そういう部分も検討しております。

以前の有線放送の時代は近隣にも有線放送施設があって、アナウンサーの方も多くて、その中で皆さんが集まって、アナウンサーの方でいろいろな意見交換をしていたところですが、今そういう放送をやっているのは近隣にないものですから、やはり私どものほうで独自に、そういう研修といいますか、放送の仕方等についても研究していかなければいけないというふうに考えております。

今後も議員がおっしゃったような、町を明るくできるような、そういう形でのアナウンスの仕方等も研究しながら、対応してみたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 再質問はありますか。

○6番（石田 芳英君） それでは、終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、6番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

次に、8番、高橋邦男議員。

〔8番 高橋 邦男君 登壇〕

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

今回は2点質問させていただきます。

1点目ですが、鳩ノ巣溪谷遊歩道周辺整備についてお伺いいたします。

鳩ノ巣溪谷から白丸の数馬峠を経て海沢に至る鳩ノ巣溪谷遊歩道は、奥多摩町の中であって、特に美しい景観に恵まれ、多くの観光客の皆さんがウォーキングや散策に訪れる、奥多摩観光拠点の一つであります。巨岩・奇岩が連続する男性的な溪谷美を誇る鳩ノ巣溪谷、静かな白丸湖を抱き女性的な優しさが感じられる数馬峠、また、水神社、それから、双竜の滝、数馬隧道、数馬の切り通し、魚道など、奥多摩の自然や文化、歴史を楽しむことのできる遊歩道であります。

しかし、鳩ノ巣溪谷周辺は荒れ始めており、また、遊歩道周辺の森林も手入れが行き届かず、美しい景観を損なった状況にあります。その整備のためには財源確保という大きな課題があり、また、関係する地主さんの理解・協力も必要となります。

ただ、昨年、はとのす荘がオープンしたことや、平成29年度には白丸湖対岸部分の通行どめの解除が予定されていることから、鳩ノ巣溪谷周辺を含めた鳩ノ巣遊歩道周辺の整備は急務であると思っています。

ぜひ、都の理解・支援と関係する地主さんの理解・協力を得て、鳩ノ巣溪谷遊歩道周辺整備の早期実現をよろしく願いいたします。

そこで、一つ整備案を提案させていただきますが、町の見解をお聞かせください。また、町の整備プランがあればあわせてお答えください。

提案のほうを申し上げます。

鳩ノ巣溪谷遊歩道周辺の美しい溪谷や湖、豊かな山々の風景を味わえるエリアの復活と、目玉となるような注目される施設を併設させる。

例えば、1つ目、旧ホテルの建物がある施設の周辺を、ツツジなどの季節の草花を見ながら散策できる自然公園に。

2つ目、歩きやすい遊歩道の整備と周辺の森林の間伐と枝打ちを。

3つ目、白丸湖手前にある園地とアースガーデン手前遊歩道の上方にある平らな場所、ちょっとわかりづらいかもしれないんですけど、対岸の国道のほうから、よく見るとちょっと平らなところがあるかなというぐらいはわかるかなと思います。季節の草花を植え、一休みできる休憩所に。

それから、4つ目なんですけども、一つの例ということで挙げさせていただきました。旧ホテル跡地に露天風呂をつくり、溪谷の中の露天風呂として売り込んではいかがでしょうか。

また、「ジップライン」という森の中に張ったワイヤーを滑車を使って滑りおり、空中散歩を楽しめる施設を溪谷の上空、または遊歩道周辺につくり、上空から美しい溪谷や豊かな山々を堪能できるようにということで、二つ例をちょっと挙げさせていただきました。

2件目の質問です。JR青梅線駅の無人化への対応についてお伺いいたします。

この3月末までJR古里駅と鳩ノ巣駅に派遣されていました「駅業務簡易委託作業員」の方がいなくなり、これによって奥多摩町のJR駅では、奥多摩駅を除く4駅が無人駅となってしまいました。

この委託作業員は、JRから町シルバー人材センターに、町の利用者の見守り、それから、駅構内の清掃等を任されているものであります。委託作業員は、利用者の安全確保はもちろんのこと、駅構内の清掃や生い茂った雑草の草刈り、また、観光客の観光案内など、奥多摩の観光PRにも貢献しています。

そして、利用されている方に話を聞いたところ、委託作業員の方がよく声をかけてくれるんですようれしそうに話されていたこともありました。これこそが田舎の小さな駅ならではの心の触れ合いではないでしょうか。きっと安心してJRを利用できていたんだと思います。

駅の無人化によって、今後、JR利用者の安全確保や、暖かな駅員さんとの交流もなくなり、また駅構内の荒廃も懸念されます。町は、JR八王子支社との話し合いを持たれると思いますけども、ぜひ駅業務簡易委託作業の復活を要望していただければありがたいです。

この駅の無人化は、奥多摩町内の駅だけでなく、近隣の市町村の駅についても言えます。近隣の市町村と連携して要望してはいかがでしょうか。もし復活が不可能であれば、町が委託料、今は年間約500万円だそうです、を負担するなど、対策を考えていただければ幸いです。

以上2件、よろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 8番、高橋邦男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、鳩ノ巣溪谷遊歩道（奥多摩町森林セラピーロード）周辺の整備についてであります。町の観光振興につきましては、町誕生以来、一貫して観光立町を標榜し、現在に至るまでさまざまな整備を継続的に行ってまいりました。これによりまして、一時期減少していた観光客を増加に転じることができました。

そして、町を訪れる観光客の多くの方の目的は、森林を源とする多くの溪谷の清らかな流れなど、豊かな自然であり、ウォーキングやハイキング、釣りやバーベキュー、キャンプなど、思い思いの楽しみ方で自然に触れ癒やされております。

鳩ノ巣溪谷周辺につきましては、奇岩が連なる多摩川が流れ、滝もあるなど溪谷は美しく、また、初夏にはホテルも見られ、駅からも近く、町営の駐車場なども整備されており、

電車でも車でも来やすい地域であることから、毎年多くの観光客が訪れる、町を代表する観光スポットの一つであります。

現在は落石の危険性から通行止めとなっておりますが、本来は鳩ノ巣から多摩川沿いの遊歩道により、海沢地区まで歩くことができるコースとなっております。このような立地条件から古くから町内観光の宿泊拠点の一つともなっており、昭和 35 年には国民宿舎はとのす荘を町が整備し、昨年 5 月には、時代のニーズに対応した新たな宿泊施設「奥多摩の風はとのす荘」として生まれ変わり、現在、利用者皆様からいろんなご意見をいただきながら、利用していただいているところでございます。

さて、ご質問の 1 点目の「旧一心亭」周辺を、ツツジなど草花を見ながら散策できる自然公園にしたかどうかについてであります。また、「旧一心亭」周辺の有効活用につきましては、平成 27 年第 4 回奥多摩町議会定例会の際、6 番、石田芳英議員及び 4 番、清水明議員の一般質問にご答弁をいたしましたように、現在の建物は老朽化が著しく建物自体の再利用は見込めないこと、また、車両が通行可能な道路もないことから、取付道路の整備を行い、建物の取り壊しを行った後に有効利用するための整備を行う考えであります。

有効活用につきましては、自然条件や交通アクセス、地形などの特徴をどのように生かしていくのかなど、整備を行う前に検討すべき点がございまして、本年度、地形測量を行い、どのような整備がよいのか検討してまいりたいと考えております。

次に、歩きやすい遊歩道の整備と周辺の森林の伐採と枝打ちをについてでございますが、鳩ノ巣溪谷遊歩道周辺の整備につきましては、所有者のご理解をいただき、平成 14 年度からこれまでに 12 カ所、述べ 32.41 ヘクタール、東京ドーム約 7 個分の森林を多摩の森林再生事業によって間伐を行い、その後、花粉症発生源対策事業によりまして、7.41 ヘクタールの枝打ちを行ってまいりました。

また、「はとのす荘」対岸の森林につきましては、多摩の森林再生事業の実施であります。2 回目間伐の実施を繰り上げ、平成 26 年度に実施するとともに、間伐後は町の手により見える範囲全ての枝打ちを行い、「はとのす荘」オープンに合わせて景観整備を行ってまいりました。今後につきましても、所有者のご理解をいただきながら、間伐等の森林整備に努めてまいります。

また、歩きやすい遊歩道の整備につきましては、議員のご質問にもございますように、東京都交通局の所管でございます白丸ダム周辺につきましては、平成 29 年度の開放に向けまして、現在、大きな費用をかけて整備をいただいているところでございます。

鳩ノ巣溪谷遊歩道入り口付近にあります旧一心亭及びはとのす荘周辺の遊歩道につきましては、今回の地形測量後に施設付近の有効活用とあわせて、どのような整備やルートとするかを含めて検討してまいりたいと思っております。

特に、この鳩ノ巣についてはもうご存じのように、寄附をしていただきまして、現在、一部の部分の安全対策、それから測量を始めております。議員がおっしゃるように、いろんな提案がされています。ツツジを植えたらいいんじゃないか等々を含めて、いろんな提

案をいただいております。そういう点できちっと敷地面積等を含めて、その全体的な計画をつくろうと思っております。つくった段階には、これはお金の問題もございまして、どのぐらいかかるか、あるいは、半年や1年でやれるという話ではないので、財源対策をしっかりと組んで、皆さんからいただいた要望をどの程度取り入れて、何年計画でできるかということ策定してまいりたいというふうに思っております。

あれだけの広い面積でありますから、1年やそこらでぽっぽと木を植えたら済むという話じゃなくて、多くの人たちが何年かかけても、そこに集う、また来ていただける、そのようなことを今、私自身は考えております。

特に皆さんもご承知のように、青梅の梅の公園が大変残念なことになりましたけれども、あの梅の公園が多くのお客さんが来るまでに10年かかっております。そういう点で、10年とは言いませんけれども、きちっとした計画を立てて、ある一定のお金をきちっとかけて、将来にわたってそこに大勢の人たちが来ていただく、そういうふうな長期的な戦略でやってまいりたいというふうに思っております。

次に、白丸湖手前の園地とアースガーデン手前上部の植栽と休憩所の整備についてでございます。

白丸湖下流の園地につきましては、東京都環境局が整備しておりますが、老朽化が見られますので改善等の要望をしております。

次に、アースガーデン手前の植栽と休憩所の整備についてであります、「旧一心亭」周辺の整備とあわせて検討してまいりたいと思います。

最後に、「旧一心亭」跡地に露天風呂をつくり、渓谷の中の露天風呂として売り込んで、また、「ジップライン」を楽しめる施設を遊歩道周辺につくってはとのご提案でございます。

この部分につきましても今言いましたように、そういうことが可能なかどうかということも含めて、これから検討してまいりたいと思います。

一つの例でございますが、「はとのす荘」に露天風呂、内湯整備の際についても、遊歩道があることから目隠しをしてほしいというような保健所の部分がございました。「はとのす荘」のお風呂に入ってくださいと、当初はガラス張りで、それから、露天風呂も含めて対岸が見られるようにしたんですけれども、東京都は非常にそういう部分では、その環境に対する許可を持っている権限上、目隠しをしろというようなことで、今、フィルムを張っているという状況でございます。そういう点で、非常にいい部分で考えておりますけれども、それが果たして許可になるのか、あるいは、「はとのす荘」の周辺は特別地域でありますから、これも非常にアイデアとしては、私自身もすごくいいなと思うし、やりたいなと思うんですけれども、そういうものが許可されるのかどうかということも含めて、全体的な計画を今後してまいりますので、そういう全体計画がまとまりましたら、議会の皆さんにお話をし、またご意見をいただけてまいりたいというふうに思っております。

それから、いずれにいたしましても、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、観光客の増加対策をしていきたいというふうに思っております。そういう点で

は、今、言った大きな財源を確保しながら、将来にわたって、もうあと4年しかございませんから、そういう点で現在も来ているインバウンドのお客さんですね、外国人の来訪者、このことをさらに進めるような方策も含めて、観光の振興に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、JR青梅線駅の無人化の対応についてでございますが、JR青梅線奥多摩町管内各駅の業務については、奥多摩駅を除く川井駅から白丸駅間の乗車券の販売体制が、平成15年4月1日より変更されました。それに伴い、JR八王子支社が奥多摩町シルバー人材センターと業務委託を行い、これに基づき、古里駅、鳩ノ巣駅の簡易業務をシルバー人材センターの会員が従事してまいりました。

業務内容につきましては、乗り越し精算、自動券売機の案内、駅の清掃等で、シルバー人材センターの会員は委託内容以外にも、駅構内での安全確保はもちろんのこと、さまざまな業務を行い、町内の小・中学生や地域住民を初め観光客など、多くの方から親しまれておりました。

しかしながら、この平成28年3月末をもって簡易業務を終了すると、JR八王子支社から、この3月にシルバー人材センターに通告があったということで、町には、この通告はある、ないの一切の問題というのは、全く通知がございませんでした。突然の廃止で、本当に別のところから情報を得て驚いているというのが実態でございます。

駅構内の管理は設置者であるJR八王子支社の責務であり、今後、駅構内の安全確保、駅構内の清掃、各種問い合わせなどが行われなくなるというのは、地域住民のサービスの低下はもとより、多くの観光客のサービスの低下につながってまいります。

2020年には東京オリンピック・パラリンピックも開催されることから、今後は今まで以上に多くのインバウンド、外国人旅行者が訪れることも予想され、町としてはインバウンド観光を推進する上でも、JR青梅線の運行の充実はもちろんのことですが、それにかかるサービスの充実も不可欠であります。

町といたしましても、JR八王子支社に対して駅構内の簡易業務の継続について、4市3町1村で構成されております「西多摩地域広域行政圏協議会」により、毎年行っている「青梅線、五日市線及び八高線にかかる要望」に、新たに駅の無人化対策を追加し、この8月22日に私みずからもJR八王子支社に出向き、直接八王子支社長に対し強く要望してまいる所存であります。

もう一つは、ダイヤの改正もございましたけれども、このダイヤの改正についても後ろ向きな改正でございまして、青梅市と緊急に要望し、その事前通告もなくサービスの低下をするというようなことは、どういうことなのかということも緊急の要望をいたしました。

また、この問題についても同様でございます。そういう点では、8月の22日に強力にこの問題についての要望をしていくつもりでございます。

しかしながら、皆さんもご承知のように、JRそのものが民営化をされて、費用対効果等々の問題がございまして、いろいろ聞いてみると内容的には非常に厳しい部分もあり、

また、さらに観光客を増強させるためには、青梅線について別な電車を走らせるというようなこともございますので、そういういろんなことを含めて、ただ単にこの問題、この問題ということではなくて、トータル的に、うちの町にとって何がいいのかということも含めて要望しながら、八王子支社長と対話をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（須崎 眞君） 高橋邦男議員、再質問はありますか。

○8番（高橋 邦男君） お願いします。

○議長（須崎 眞君） はい、どうぞ。

○8番（高橋 邦男君） 答弁のほうをありがとうございました。

鳩ノ巣溪谷遊歩道の計画整備については、また莫大なお金もかかるし時間もかかるということ承知していますので、どうか、よろしくお願ひしたいなというふうに思っています。

それから、JRへの話し合いもなかなか大変だと思いますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

じゃあ、一つだけ質問をさせていただきます。JR青梅線無人化への対応のほうで、一つお願ひしたいと思います。

確かに利用者の数も減少していて、一企業としての経営上の合理化ということは、いたし方ない部分もあるんですけど、自分が感じているのは、JRが住民に対してもそうですけど、観光客の方々へのサービスが非常に足りないと思っています。

というのは、関東を見渡しても、これは第三セクターが経営だと思うんですけど、群馬のほうのわたらせ溪谷鐵道だとか、千葉のほうの銚子電鉄でしたっけ、いろんな施設の模様が、結構テレビだとか、いろんなメディアのほうからも情報が入ってね、結構、もちろん住民の方も含めてだと思っただけなんですけど、努力をしているんですね。観光客の方を呼ぼうという努力をしているんですけど、今のJR八王子支社が本当にどの程度の努力をしているのかなというのが、とても疑問に思っています。

確かに、都心から直通の電車が走っていることは走っていますが、それ以外に何か見当たらないんですね。ですから、もちろんJRだけのことじゃなくて、我々住民、それから、町、行政のほうもこれ一緒になって、何かやっぱり考えなきゃいけないかなど。ますます奥多摩の観光離れにつながってしまうというのが、ちょっと心配であります。

そこで質問としては、企画財政課長が担当ですかね、個人名で申しわけないんですけど、今のJRのそういう方針に対してどう思っているか。それから、今後話し合い、課長さんが行くかどうかはちょっとわからないんですけど、町長が行くとしても何らかの形で意見がおありなんですけど、どういう交渉をしたらいいか、ちょっと答えられる範囲でお願いします。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 8番、高橋邦男議員の再質問にお答えを申し上げます。

J R八王子支社を初めJ R東日本では、現在、急速に会社内部の合理化を進めているということでございまして、一つは先ほど町長からもお話ありましたけれども、ダイヤの削減でございます。で、2つ目は、この今お話がございました駅の無人化の問題。3つ目は、雪害・台風等にも関連しますけれども、保線作業員の削減というのが大きな3点であろうかと、私、考えます。

特に、この駅の無人化の問題でございまして、これについては数年来前から、青梅駅で駅の遠隔操作システムというのを導入するというので、宮ノ平駅以西の奥多摩駅まで全てでございまして、奥多摩管内を含めてですけれども、このシステムの導入をいたしました。

このシステムを導入することによって、券売作業、あるいは、自動精算の作業、あるいは、監視等のことを、モニターカメラとインターホンを通じて、青梅駅の駅の駅員が青梅駅にいたままで作業ができるということでございまして、それに基づいて、今回、古里駅、あるいは、鳩ノ巣駅の委託が解消されてしまったということでございます。

そのほかにも、今回の4月1日では、奥多摩駅とほぼ乗降客数が同じでございますけれども、日向和田の駅、また、二俣尾の駅についても無人化されたということでございまして、さらには、御嶽駅についても平日無人化ということになりました。

青梅の駅の助役さんにお話を伺ってまいりましたけれども、この4月以降、無人化された駅については、J Rの青梅駅の職員が直接毎週金曜日に各駅を回って、週に1回ですけれども清掃をしているということをお伺いしました。

しかしながら、シルバー人材センターのこの委託が切られて以降も、それぞれ5駅については、非常にきれいに保たれているということでございまして、これには地域の自治会の皆様初め、いろんな方々が美化に協力をしていただいているというふうに考えております。だからこそ保たれていると。

逆説的に申し上げますと、J Rはこの部分で地域に甘えをしているのではないかなというふうにも、私、考えております。

また、2020年のオリンピック・パラリンピックを控えて、J Rではバリアフリーを進めるとは言っておりますけれども、今回の問題ですね、障害者はもちろんでございますが、言葉の問題等踏まえて、インバウンド観光にも大きなバリアができたのではないかなというふうにも考えております。

議員が言われるように、確かに無人駅のままでは、住民初め観光客の皆様にも非常にサービスの低下を招くと、私も考えております。ではございまして、町長からもご答弁申し上げましたように、基本は、J Rの構内についてはJ Rの管理というのが大前提であろうかというふうに考えておりますので、町長が8月22日に支社長に会いますので、その折には、既に要望の原稿も広域行政圏で上げておりますけれども、本件を強く要望していくということで考えておりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） これも非常に大事な問題だと私は思っています。高橋議員がおっしゃるように、何かあったら町に、あるいは都に要望しろ、あるいは支社長に要望しろ、そういう問題だけではないなど。凶らずも高橋議員が言いましたけれども、みずから町自身、我々自身も努力をしながら、そここのところが一番肝心でありまして、必ずしも要望して、できる部分であればいいけれども、決定した部分に関しては、何か決定するまでの間、いろんなことがあるわけですから、そういう点で、それをさらにどうしようかということについては、議員の皆さん、あるいは、観光の業者の皆さん、観光協会等々を含めた町の皆さんが観光に関してやっていくためには、どうしたらその部分が解決できるのかなというお知恵もおかりしたいというふうに思っております。

むしろ、JR八王子支社については、お座敷列車を奥多摩のほうまで入れるというお話もありますので、一方ではそういうことをやりながら、受ける側が一体その今までの要望だけで済んでいくのかという問題が含まれておりますので、この問題についてはお互いにいい知恵を出しながら、将来にわたってどうしたらいいかなということについても、今後ともご指導、あるいは、お知恵をおかりしたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 再質問はありますか。

○8番（高橋 邦男君） いや、いいです。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、8番、高橋邦男議員の一般質問は終わります。

次に、11番、師岡伸公議員。

[11番 師岡 伸公君 登壇]

○11番（師岡 伸公君） 11番、師岡伸公です。

今回の質問は長期総合計画の中の最重要課題であります若者定住化対策、それから、今もありましたように、観光立町をうたう奥多摩町が課題としています、観光の面から3点質問をさせていただきます。

初めに、若者住宅の安全性確保についてお伺いをいたします。

町営若者住宅、小丹波第一住宅8棟が完成し、入居者も2カ月半を経過し、新しい生活になれてきたころと思われれます。隣組組織の話し合い、お祭りへの参加、自治会総会等にも積極的に参加をしていただいています。4月には町長みずから若者住宅を訪問し、入居者の話を聞く機会をつくっていただきました。早速、中央階段の柵の空間を埋め、子どもたちが潜らないように対処をしていただきました。

また、その折に出た話を私自身も聞いておりましたので、そのほか幾つかの入居者の要望を記してみました。これはあくまで利便性でなく安全性を優先したものであり、ぜひとも対応をお願いしたいというふうに思っております。以下、所見をお伺い申し上げます。

1つ目、中央階段の安全性の確保について。これは急傾斜であるために、上段から転落する危険性を防ぎたいため、大人が操作する門扉の設置等を検討していただけないかというものです。実は通告後に、もう早速これはやっていますので、ご答弁は結構

でございます。

2つ目に、安全柵の設置について。これは最上段擁壁部分への進入を防ぐためでありませぬ。現状では、ちょっと歩いていってしまえる状態でございます。

3つ目として、最上段2棟、2軒が上り下りするためのベビーカーの通路、または、下段へのベビーカー置き場の設置、昇降補助の手すり等の設置、これは多子家庭への対応、2人目、3人目が生まれた場合の対応を考えてのことでございます。荷物があると一度では玄関に行くことができない、難しいことなども考慮していただきたいということでございます。

以上、安全性の確保という面でお伺いをするものであります。

次に、「子育て家庭に交流の場を」について質問をいたします。

若者住宅入居者と従来から住んでいる家族、特に若い母親世代の話を聞く機会がありました。その折に出ましたのは、狭くてもよいから親同士が交流できる空間をつくってほしいとのことでありました。

今、古里地区では子育て支援センターがあり、他の地域より恵まれていることも事実ですが、海沢の住宅に中庭があるように、町営住宅が設置された機会に、近い距離で親同士が交流できるベンチのある小さな空間があれば、時間に制約されずに、より子育て家族の交流の場がつけられるのではないかと考えます。今後の若者住宅の建設候補地も含めて、お考えをお聞かせください。

3つ目は、観光バス駐車場の確保について質問をいたします。

本年3月議会の予算質疑において、観光客の増加と、それに対応する駐車場の関係を質問いたしました。町の活性化を考えるには、宿泊客の増加が一番であることは言うまでもありません。登山客を除く日帰り客の増加もこれからは期待するところです。ネットを中心とした情報網の確立と、それに呼応すべく受け入れ態勢の整備が急務であると考えます。

特に、団体客に対応する観光バスの停留所をもう少し確保できればと思います。クラブツーリズムの若い職員も奥多摩の事前調査で歩いている姿もよく見かけます。観光現場から遠くても駐車スペースがあれば、運転手さんも安心して休憩をとることができるのではないかというふうに思います。急傾斜地の多い我が町ですが、季節に限っての契約でもよいと思います。また、そのときだけの契約でもよいと思います。バスの停留、待機できる場所を確保し、団体客の誘致を促進することはできないものでしょうか。

昨年度実施いたしました宿泊補助事業の成功を見るように、これを一過性のものでなく、継続的なものにすべく、全体的な観光需要の増加策としての所見をお伺いいたします。

以上3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎 眞君） お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって午前11時15分から再開といた

します。

午前 10 時 56 分 休憩

午前 11 時 13 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

師岡伸公議員の答弁から行います。

河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 11 番、師岡伸公議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、若者住宅の安全確保についてであります。若者の定住につきましては、第 5 期奥多摩町長期総合計画に示されているとおり、町の最重要課題であり、少子高齢化、過疎化が続く中、若者の定住を進めることにより、人口減少に歯どめをかけることが求められております。

このため、長期総合計画に基づく総合的な住宅施策の推進が必要となってきますが、町ではこれまでに若者の定住化対策として、棚沢、栃久保、海沢及び川井の各地区で、宅地の分譲及び若者住宅等の建設を実施してまいりました。

この中で町営若者小丹波第一住宅敷地は、株式会社昭和石材工業様から寄附をいただき、平成 26 年度から測量設計、造成工事などを行い、平成 27 年度に 3 棟 8 戸の建設を行いました。現在、8 組 16 名のご夫婦と、今年生まれた赤ちゃんから小学校 1 年生までのお子さんが 12 名、計 28 名がこの 4 月 1 日から暮らしております。

また、平成 28 年度では、2 期工事としまして 3 棟 4 戸の建設を行い、完成後は 12 世帯のファミリーに住んでいただくこととなりますが、3 カ年の事業費は今年度の予算額を含め、4 億 1,000 万円を超える大きな事業となります。

町の若者住宅への入居者の選考に当たりましては、子どもさんの数や所得の状況等も参考にしながら選考しておりますが、低廉な家賃を含め、町が実施しております 15 項目に及ぶ子ども・子育て、若者定住に関する支援策もご理解いただきながら、居住していただいているところでございます。

特に小丹波地区では町内でも有数の住宅地であり、子ども家庭支援センター「きこりん」を初め、各種の公共施設や商業施設も充実しており、子育てや買い物など生活を営む上で多くの条件が整備されている地域でもあります。

せんだっての 4 月には、私自身も町営若者小丹波第一住宅に足を運び、入所者の方々からお話を聞いてまいりましたので、それらも踏まえてご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。若干重複する部分があるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

1 点目の中央階段の安全確保についてでございますが、この中央階段につきましては、建築確認申請において避難上及び安全上必要とされる、敷地から公道へ通じる避難路として、位置指定されている階段であります。しかし、当該敷地の地形上、かなりの勾配とな

っていることも事実であり、私自身も現地を確認した後、安全対策を講じるべき場所と認識しまして、直ちに職員に指示をしたところでございます。

具体的には、幼児の転落等を未然に防ぐため、安全性を考慮し、アルミ門扉を階段の上下4カ所に設置し、整備は既に完了しております。この件につきましては、建築基準法など法令上の問題はなくても、子どもの若い若者住宅においては、子どもの安全対策を第一優先に考え、対応してまいりたいと考えております。

2点目の安全柵の設置についてでございますが、町においては現場を確認した結果、最上段の擁壁の天端に子どもが進入する可能性が否定できないことから、安全確保を図るため、進入を防止するフェンスなどの設置を速やかに検討してまいりたいと考えております。

3点目の、最上段2棟が昇降するためのベビーカー通路、または下段へのベビーカー置き場の設置、昇降補助の手すり等の設置、多子家庭等の対応についてであります。現状の階段は東京都建築安全条例の規定により、避難上及び安全上、階段付近を2メートル確保することが必要であり、またスロープ化する場合は、建築基準法に規定されている勾配より急な勾配となることから、階段の内側、あるいは、階段の外側へベビーカー用のスロープを設置することは難しい状況であります。また、仮に階段の勾配を緩やかにした場合は、スロープ自体の延長は長くなり、駐車場や車両の往来などに支障を来すため、最上段からのベビーカー用のスロープを設置することは、現状では困難な状況でございます。

最上段2棟用のベビーカー置き場、階段への手すり設置等につきましては、現入居者の皆様のご意見も伺いながら、物理的な安全性や必要性の観点からも考慮に入れて検討してまいりたいと考えております。

次に、「子育て家族に交流の場を」についてでございますが、町営小丹波若者第一住宅の敷地は傾斜地であることから、居住空間を最大限確保するため、町営海沢住宅のような中庭などのスペースを設けることはできませんでした。このため、町では若者住宅に隣接する熊野神社の境内の一角を利用させていただき、お母さんや子どもが集えるベンチや遊具などを設置することを計画しております。

このことは既に神社役員にも内諾を得ておりますが、設置するベンチや遊具につきましては、幼児を基準に危険でないもの、極力維持管理が不要なものにすることで、神社に遊びに来られる地域住民を含め、さまざまな利用者の安全性を最大限に確保してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、急峻な地形の多い当町にとって、若者住宅の整備には、造成工事を初め、さまざまな問題がありますが、今後も若者世帯が住みやすい居住空間、生活空間の確保に努めてまいります。

いずれにいたしましても、今申し上げましたように、今後の若者住宅をつくる際には、そういう部分がつくれないかということも含めて、それから、分譲地、川井の分譲地をやりましたけれども、これも若い人たちが住んでいただいておりますので、何とか遊び場の確保を、従来ゲートボール場をやっていた部分がございまして、地権者である澤本さん

の了解を得ながら、子どもたちが集える場所にならないのか検討しているという状況でございます。

最後に、観光バス駐車場の確保についてでございますが、町の観光はハード・ソフト事業ともさまざまな整備を行ってきた結果、キャンプ、バーベキュー、釣り、温泉、森林セラピー、カヌーといった、さまざまな遊びも充実してまいりました。

このようなことから観光客数は増加に転じており、平成 24 年の観光入込客数調査では、前回調査の平成 18 年より 32 万人増加し、176 万 5,000 人となります。特に、観光シーズン中の休日の奥多摩駅は、ホリデー快速が到着すると、たくさんの観光客であふれております。観光客の中には若者に加え、近年は外国の方も目立つようになってきており、観光案内所を訪れる外国人も増加していることから、昨年 11 月から試験的に英語インフォメーションを週末に実施したところ、2,100 名の方が利用をされました。

このことを踏まえ、今年度当初予算において、正式に英語インフォメーションを設置するための予算を計上し、この 4 月から正式に観光案内所で開始するとともに、昨年度は無料公衆 W i - F i (ワイファイ) を町内 5 駅に設置し、多言語パンフレットをダウンロードし、エリア外でも情報が入手できるよう、インバウンド観光にも力を注いでまいりたいと思っております。

今年の春の奥多摩駅の利用者は、これまでのところ前年度を上回っていると伺っております。町を訪れる観光客が増加していることを裏づける状況でございます。

観光バス用駐車場を確保し、団体客の誘致を促進することができないかとのご質問でございますが、現在、町が管理しております駐車場でバス利用が可能な駐車場は、鳩ノ巣駐車場、氷川駐車場、大妻代駐車場の 3 カ所となっております。このうち氷川駐車場のみが有料駐車場となっており、台数の把握もしております。氷川駐車場の大型バス駐車実績は、平成 24 年度、25 年度はともに 153 台で、26 年度が 131 台、27 年度が 159 台と、ここ 4 年間はほぼ 150 台程度で推移し、大きな増減が見られておりません。梅雨の 6 月を除く 4 月から 11 月までの土曜・日曜・祝日の数で平均しますと、1 日 2 台程度となっており、駐車可能台数 5 台を下回る状況であり、満車でバスが駐車できないことは年に数回のみと聞いております。

このようなことから、駅周辺などのバス専用駐車場は不足している状況ではありませんけれども、議員が申されるように団体客の誘致は必要なことですので、今後ともいろんな面から検討してまいりたいと思っております。

バスの駐車場の整備等につきましては、団体客が受け入れ可能な観光施設におきまして、昨年度は「はとのす荘」用バス駐車場として白丸ダム付近に用地をお借りし、今年度は「丹三郎特産物販売施設」を撤去し、当面は、川井キャンプ場の駐車場として利用する予定であります。バスの駐車も可能となります。

さらに、現在進めております東京都内水面漁業環境活用施設整備事業により、氷川国際釣り場の駐車場を拡幅いたします。道路の関係からマイクロバス程度の利用となりますが、

設計委託を今年度を実施、来年度には工事を行う予定でございます。

これ以外のバス駐車場の整備等につきましては、今後の動向や必要性、費用対効果などを考慮し、検討してまいりたいと思っております。

現在のバス利用者の動向を見ますと、弁当を持参し駅前等で降車させ、その後、ウォーキングなどの散策を楽しみ、集合場所で乗車させて帰る、あるいは、次の目的地に向けて移動するパターンが多い傾向にあり、町内消費などのメリットは少ない状況でございます。このようなことから現在、町においては、バス利用者が町内で飲食や買い物をしていただき地域の振興となるよう、町内で見学や体験、飲食ができる場所の紹介や団体向けのプログラム、団体割引などの特典を掲載したチラシを作成し、氷川駐車場においてはツアーコンダクターや添乗員の方に配布し、ツアー企画等の検討をしていただけるよう準備を進めており、夏前には実施する予定でございます。

また、5月28日の読売新聞にも掲載されておりましたが、先ほど若干触れましたように、この8月の土曜日・日曜日の4日間、川崎駅から奥多摩駅間をお座敷列車が1日1往復走ることになりました。この列車につきましても、町の魅力を伝え、団体客の誘致促進につなげるため、JR八王子支社と複数回打ち合わせを行い、PR活動等を行う予定であります。

今後は観光立町を標榜する町として、4年後に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、さまざまなアピールや施策を展開することで、外国人を含め、より多くの観光客がまちを訪れるよう、引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

特に大型バスの問題に関しましては、私自身ここ数年来見ておるんですけども、グリーンツーリズムという形で非常に多くの人に来ております。その傾向を見ますと、バスで乗ってきて、御嶽の駅でおりて、JRに乗って車窓を見て、紅葉の部分を見ていただき、奥多摩に来て、奥多摩のキャンプ場周辺の紅葉を見てもらって、奥多摩駅でバスに乗って、さらに山梨方面に向かうと、こういう状況でございますので、この辺は一工夫しないと、町自身をもう景色を見てもらうのはいいんですけども、消費効果という意味から、先ほど答弁をいたしましたけれども、みんなでその辺の知恵を絞って、たとえ1人100円でも500円でも落としてもらうためにはどうしたらいいかというふうに、高橋議員の部分とやりましたけれども、この辺の工夫を、せっかく来ていただいているお客さんをどうするのか、そのために、どこにどういう大型のバスのプールをつくるのかということも含めて、今後知恵をかしていただきながら、いろんな意味でそういう方向に向かって、どうも従来とは違った形の動きが出てきているなという気がいたしますので、この辺はお互いに知恵を出しながら、ただ単に、どこかにモータープールをつくるということじゃなくて、それは経済効果があるような方法にしていきたいというふうに、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 師岡伸公議員、再質問はありますか。

○11番（師岡 伸公君） はい、お願いします。

○議長（須崎 眞君） はい、どうぞ。

○11番（師岡 伸公君） ありがとうございます。3つ目の駐車場の件は、私も自分自身で質問しながら、町になかなか金が落ちづらいということも意識しておりますけれども、何とか、今、町長のご答弁ありましたように、観光協会さんなんかともいろいろ相談しながら、やっぱりその団体客がお金を落とすような工夫を我々はしていかなくちゃいけないということを、今のご答弁でまた改めて強く感じたわけであります。

それから、再質問は二つで、1つ目は、1点目の質問、小丹波の住宅のここ、この3カ月にちょっとガラスが割れる事故がありましたので、その点が1点と、それから、もう一つは、2つ目の熊野神社のところに施設を設置していただけると。これは前任の主幹がいろいろ神社と折衝をさせていただいて、このような流れになったというふうにお聞きしています。本当に感謝しております。

ただ、町長の答弁では、できるだけ管理不要なものというふうなご答弁ありましたけれども、万が一、壊れた場合とか補修が必要な場合、その辺の管理責任をどういうふうに見ているのかと、この2点を確認したいと思うんですが。

1つ目のガラスが実は小丹波若者住宅、ここで3件、ちょっと割れたという事故がありました。1つ目は、1階の大きいところ、これは大人がちょっとぶつかって割れたと。もう一つは、同じ1階でテーブルをちょっと移動しているときに、それがぶつかって割れたと。それで、もう一つは2階のガラス、これも大きなガラスなんですけど、2歳児の子が頭をよろっとよろけたときに、カーテン越しですけれども、ちょっと割れたということで、この3件があったんで、この3カ月に三つということは、ちょっと調べてみる余地があるのかなと。

建設会社にも聞いてみたんですけど、やっぱり建設会社はそれなりの仕様書をもとにやっていますから、十分安全性を確認してのことだと思しますので、その辺のところはどうかという質問をすると、もし、これはある程度、設計会社さんにも、どういうふうな形でその安全性、大丈夫なようにしたかという、その辺のデータというんですかね、報告もいただければ、利用者も納得するのかなというふうに思います。

せっかく低廉ないい住宅に住まわせてもらって、何か家賃以上の出費が出たというふうに泣いておりましたけれども、何とかその辺を、今後の住宅建設に際しましても、安全性を十分にさせていただくとありがたいと思いますので、その2点、よろしく願いいたします。

○地域整備課長（須崎 政博君） 11番、師岡伸公議員の再質問にお答えします。

サッシガラスの破損につきましてですが、この破損につきましては既に報告を受けております。小丹波住宅で採用しているアルミサッシにつきましては、大手アルミサッシのメーカーにおいて、各種性能・機能、データに基づきまして製造販売されたものでございます。また、一般住宅仕様の汎用サッシで全国的に広く採用されている製品でございます。

また、小丹波住宅につきましては、断熱性を考慮して、全てのアルミサッシに複層のペ

アガラスを採用しております。1階リビング及び2階の洋室の大型サッシにつきましては、居住側につきましては3ミリのフロントガラスで、その真ん中に6ミリの空気層を挟んで、外側のガラスにつきましては、5ミリで構成されている一般的なサッシであります。

これにつきましては、海沢住宅のアルミサッシも、ほぼ同様のサッシガラスを使っておりまして、強度については特段の問題はないと考えております。

また、町営海沢住宅につきましては、平成22年度に入居を開始してから、現在まで7年を経過していますが、これまでにアルミサッシの割れたという事案は1件も報告がございません。

このことから今回の小丹波の住宅については、連続してガラスの破損が発生しているわけですが、入居者による居住内での生活行動とか、そういったものに起因があるのではないかと考えられます。また、サッシの構造やガラスの強度については一切問題はないと、うちのほうとしては考えております。

また、今後、やはり小丹波若者住宅につきましては、大変注目されておりますので、若者住宅のガラスの破損の対策を講じる必要も考えられますので、施工業者と協議して対策を検討したいところでございます。

今後の対策としましては、1階リビング及び2階のそのサッシの居住側3ミリのフロントガラスを、5ミリのガラスに交換し、ガラスの強度アップを図る方法もあるんですが、この場合の交換する場合の副産物のサッシとして、1枚の重量が8キロぐらい重くなってしまいますので、開け閉めに支障を来すことが懸念されております。

また、全ての住居に対応を行うと多額の費用が発生してしまいますので、ガラスを破損した場合の入居者の交換費用が1枚5万円ほどかかるということなんで、1階リビングダイニングのガラスはプライバシーの保護の観点から、今現在、すりガラスの加工が施される特殊ガラスとなっております。

また、住宅使用条件では、使用者の負担部分の修繕として、障子やふすまの張りかえ、ガラスのはめかえや畳の表替えに要する費用については、使用者負担となっておりますので、破損時に入居者が負担する交換費用が高額になることから、今後は通常のフロントガラスに目隠しシートを接着した、プライバシーを確保する修繕方法が一番経済的であると考えられますので、もし、今後そのようなことがありましたら、今現在、施工業者のほうに、交換時はそういった安価でできる交換方法のガラスで対応願えるような見積もりをお願いしているところでございます。

いずれにしても、やっぱり入居者の皆様が安全・安心に住める住環境の整備を、今後努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 副町長。

○副町長（加藤 一美君） 今の師岡議員さんからの再質問のガラスの件ですけれども、お話を伺っていて、入居して3世帯で簡単に割れているということでもありますので、今、地域整備課長から補強の話もありましたけれども、ほかの世帯でも同じ箇所が同様に小さ

い衝撃で割れるという可能性も大いにあるわけで、これは至急点検をしまして、その上で網ガラス、メッシュの入ってる、ガラスそのものの強度を高めるものもありますし、これから若者住宅でお子さんが少しずつ成長して歩き始めるころには、ガラスにも当然頭からどついたりしますので、そこで大きなけがをされては大変困りますから、今回、その割れた部分の総点検ですね、これを8世帯でしまして、なおかつ、サッシが重くならないように、お子さんも開け閉めを成長すればしますのでね、そういった鉄線の入ったメッシュなんかで補強が強度が保てるかどうか、この辺も早急に含めて対応してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○若者定住化対策室長（山宮 忠仁君） 2点目の再質問のお答えをさせていただきたいと思います。

遊具の設置に関してということで先ほど町長からも答弁ありましたが、熊野神社のほうで内諾を得ているという状況でございます。私のほうも神社役員さんとちょっとお話をさせていただいた中で、その維持管理については、けがや事故のないようにということで念を押されております。

その際、やはり神社側としましては、町側のほうで維持なり、管理をしていただきたいということのご要望がございますので、今後、町の内部におきましても、若者定住化対策室を中心に所管の担当等と詰めていきたいと考えております。

また、ベンチや遊具の設置につきましてでございますけれども、危険でないもの、極力維持管理が不要のものということでございますので、今後、若者住宅の候補地も幾つかある中で、同様のケースが出てくるかと思っておりますので、全体を考えながら見渡した上で、今後対応を図っていききたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（須崎 眞君） よろしいですか。

○11番（師岡 伸公君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、11番、師岡伸公議員の一般質問は終わります。

次に、5番、小峰陽一議員。

〔5番 小峰 陽一君 登壇〕

○5番（小峰 陽一君） 5番、小峰です。よろしく申し上げます。

2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目なんですが、平成27年に第5期奥多摩町長期総合計画が制定されました。ここで約1年経過するわけですが、どの程度、作業内容はといたしますか、計画が進んでいるのか、広範囲にわたるんで、絞ってでも結構ですからお聞かせを願いたいと思います。

それから、2点目ですけど、前回も防災関係でいろいろ質問をさせていただいたんですが、今、1カ月前に発生した熊本の地震は、いまだに皆さんご承知のとおり、非常に長期な大きな災害になりまして、長期避難生活が余儀なくされているような状況です。多くの方が被災をされて本当にお悔やみを申し上げたいと思います。昨日は北海道でまた地震があったり、地震の影響が非常に多くなっているように感じます。

そんなところで、地域防災のあり方ということで、先日、防災係のほうから防災のガイドブックというのが支給されまして、災害の起こる前の準備段階としては非常にすばらしいものが配られたと思いますので、ぜひ活用しようというふうに思っています。

それから、災害が起きた後ですので、初期のやっぱり体制とといいますか、状況把握等を、どういうふうに進めるかというのは非常に大切だと思います。そこら辺を中心に質問をさせていただきたいと思います。

まず、自治会の自主防災組織の充実ということで、初期の災害の状況の確認とか、避難者の確認とか、また当然、災害対策本部は設けられるでしょうから、そこら辺の連絡とか、そういう体制を充実させるべきだなというふうに思います。

それから、次に私も氷川の自治会長をしていたんで、大氷川の自治会がどういう訓練をやってきたかというのはよくわかっているんですけど、ちょっと、やはりもうちょっと深く掘り込んで、やはり訓練をしていったほうが良いような感じを受けていますので、そこら辺の内容と方法を見直すべきなのかなというふうに思います。

それから、もう一つ、熊本の地震で感じたのは、テレビを見ていると、やはりエキスパートが必ずどこかにいるんですね。防災のエキスパートがいるところは、避難所も非常にスムーズに行って、皆さん気持ちよく、気持ちよくでもないでしょうけど、避難生活をまあまあうまくいったという話がそっちこちで聞かれます。そんなことで、やっぱり防災のエキスパートの養成が必要じゃないかなというふうに考えています。

それから、前回もちょっとお話もしましたが、ぜひ、立地条件とか状況に合った防災の計画を見直しを進められていると思うんですけど、そこら辺もよくお願いしたいと思います。

それから、前回とまた同じような質問になりますけど、災害発生時にライフラインの確保が非常に重要だということがあります。再度、予防対策を関係機関に強く要請して、また実施状況の把握に努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 5番、小峰陽一議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、第5期奥多摩町長期総合計画の進捗状況についてであります。第5期奥多摩町長期総合計画は、今後10年間のまちづくりの基本指針となるもので、平成27年4月からスタートをいたしました。この計画の策定につきましては、平成25年度に住民皆さん50人で組織されました「まちづくり計画住民委員会」を設置し、小峰議員にも当時、自治会連合会会長として参画をいただいたところでございます。

この委員会におきまして、奥多摩町の将来像や、それにかかわる分野ごとの提言について、真摯な議論をいただき、これをもとに町内の「第5期奥多摩町長期総合計画策定委員会」などで施策の詳細について検討の上、パブリックコメントやタウンミーティングなどを経て、多くの住民の皆さんのご意見やご提案を反映し作成したものであります。

この計画では、まちづくりのキャッチフレーズを、「人 森（もり） 清流 おくたま魅力発信計画！」～住みたい 住み続けたい みんなが支える癒しのまち 奥多摩～とし、将来人口については、目標年度の平成 36 年度には現況から人口は減少するものの、人口の構成比率を現状から改善することとしております。

これにより、住民皆さんが将来を健康で安心して暮らせる町として、住みたい、住み続けたいと思える、幸福度が充実したまちづくりを行っていくものであります。

このような目標を具現化するために、この第 5 期奥多摩町長期総合計画は、基本構想と基本計画及び実施計画で構成されております。実施計画は施策を計画的・効率的に推進していくため、より具体的な事業を盛り込んだ計画として策定しており、ローリング方式として予算編成の基本となるものであります。

毎年 6 月から、前年度事業の達成状況や評価などを踏まえた見直しを行い、次年度の予算編成につなげていくものであります。

議員ご質問の第 5 期奥多摩町長期総合計画の進捗状況でございますが、このようなことから、平成 27 年度に実施した全ての事務事業が、第 5 期奥多摩町長期総合計画の基本構想・基本計画を実現するためのものであり、全ての事業が対象となっておりますが、第 5 期奥多摩町長期総合計画で先導的な役割を果たす、戦略的な取り組みである「奥多摩創造プロジェクト」を中心に進捗状況をご説明させていただきます。

この「奥多摩創造プロジェクト」は、住民皆さんが生涯を健康で安心してらせるまちづくり、住みたい・住み続けたいを実現するための施策として、総合的な定住化を進め、少子化に歯どめをかけるためには、若者等の定住化促進の総合的環境の整備や、出会い、結婚、出産から教育までの子育て、子育て環境の整備を図ると同時に、魅力ある奥多摩町の情報を発信することが重要でございます。このようなことを主眼に置き、次の事業を重点的に実施をいたしました。

初めに、活力ある地域づくりの推進では、少子化対策の推進として、出会い、暮らしの主な事業では、ふれあいサポートセンター事業として、友達や仲間を見つけるためのイベントである出会いの場事業を年 3 回。結婚を前提としたパートナーを見つけるためのイベント事業として、ふれあいの場事業を年 1 回開催いたしました。

奥多摩の魅力発信事業では、子育て支援・若者定住促進ガイドブックを 2 万部作成し、配布をいたしました。

定住サポーターの設置・推進では、21 自治会全てに定住サポーターを設置し、自治会と連携して空き家等の調査を行い、444 軒の空き家などの確認がとれました。

また、若者住宅応援補助金では、新築・リフォーム等に 16 件の申請を受け、良質で満足の高い医療サービスの提供では、27 年度から高校生までの医療費の全額助成をいたしました。次に子育て・教育の主な事業として、子ども家庭支援センター事業の充実では、子育てサロンの開催やファミリーサポート事業の充実、親子対象など、各種事業の充実をいたしました。

母子保健事業では、保健師によるきめの細かい相談や健診事業や予防接種事業など、未受診、未接種の防止を図ってまいりました。

子ども・子育て支援推進事業の充実では、平成 27 年度から中学生の制服代等の助成や、不育治療の助成事業を新設いたしました。また、保育園の保育料の全額助成、高校生などの通学定期代の全額助成、高校生などの医療費を全額助成に拡充をいたしました。その結果、新規事業 2 事業、拡充 3 事業を含め、15 項目の支援事業となりました。

子どもの考える力を育む教育の充実では、ICT 教育の一環として、中学生生徒 1 人に 1 台のタブレット端末を整備し、家庭学習の充実を図りました。

また、国際交流活動の充実では、オーストラリアへの海外派遣事業を展開いたしました。

次に、住みたい方が住める町、定住化対策の推進では、企業等と連携して、就労相談について町内の各事業所を紹介をいたしました。また、観光産業課事務室前に、新たに町内の求人情報やハローワーク奥多摩、青梅の求人情報などの資料を備え、サービスの拡充を図りました。

町有地や町有財産を活用した企業誘致では、平成 27 年 3 月をもって閉校となった旧古里中学校の活用を図るため、文部科学省の廃校プロジェクトのホームページを活用し、事業者より企画提案を幅広く募集したところ、4 事業者から企画提案があり、最終決定をし、過日、全員協議会にてご説明をさせていただいたところでございます。

次に、住まいの主な事業として、空き家相談窓口の充実では、空き家の活用がスムーズに図られるよう、奥多摩町空家等活用促進事業交付金を創設し、空き家等の活用を図ってまいりました。

いなか暮らし支援住宅では、2 棟を整備し、大人 4 人、子ども 7 人、計 11 人の定住が図られました。町営若者住宅及び分譲地の整備では、小丹波地内に 3 棟 8 戸を整備し、大人 16 人、子ども 12 人、合計 28 人の定住化が図られました。

空き家等の有効活用では、空き家調査活用システムを整備し、住民基本台帳と連携し、継続的な管理が図れるシステムを構築いたしました。

このように、奥多摩町の重点課題を克服するため、特別に設けた奥多摩創造プロジェクト事業については、子育て支援事業の推進や新たな仕組みの構築、新たな町営若者住宅及びいなか暮らし支援住宅などを整備するなど、ソフト事業・ハード事業ともに、初年度としては納得したスタートが切れたのではないかと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今、町が抱えております過疎化に伴う少子高齢化を解消しないことには、高齢者の方が安全・安心して地域で暮らすことができなくなることはもちろんのこと、若い方などの支え手がいなくなることにより、地域の元気がなくなり、地域の防犯・防災対策にも影響が出てまいりますので、今後も新たな事業を推進していくほか、既存事業の拡充や見直しを図り、現状で考えるベストな事業を切れ目なく実施できる管理体制と推進体制を構築し、あわせて住民皆様の幸福度を高めることを目標に、第 5 期奥多

摩町総合計画を重点的な若者定住対策の第2ステージとして、スピード感を持って積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、地域防災教育のあり方でございますが、4月14日及び16日に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震では、多くの方が犠牲となり、今もなお、多くの方が避難生活を余儀なくされております。

第1回議会臨時会の冒頭のご挨拶の中でも申し上げましたが、町では東京都からの要請により、被災建築物応急危険度判定員として職員1名を派遣し、熊本市及び益城町で活動。その後、全国町村会からの要請で、嘉島町へ2名、御船町へ2名を派遣し、住家被害認定業務などを行うとともに、私も東京都町村会長として5月13日に現地を訪れ、激励をするとともに状況を視察してまいりました。

どの自治体も、台風などによる風水害、もしくは阿蘇山の噴火への減災対策を図っている中、住民が断層の存在をほとんど意識せず、熊本市を初め、近隣市のベッドタウンとして宅地造成が進んでいる中での地震の発生で、早期の復旧復興に向けて鋭意取り組んでおりましたが、まだまだ時間がかかるなど感じたところであります。

町でも風水害、雪害に備えた対策に目を向けており、また、町民の多くの方が、町は岩盤であるから、地震には強いと考えておりますが、今回の熊本地震を教訓として、さらなる危機意識を持つ必要があると考えたところでございます。

地域防災計画のあり方について見直しをとのご質問をいただきましたが、1点目の自治会自主防災組織の充実でございますが、自主防災組織は、災害発生時に自治会単位で連携をとりながら、住民皆さんの命を守るための役割を機能させるもので、平時における防災意識の普及、防災訓練の実施、発災時における情報の収集・伝達、失火防止、初期消火、要援護者の救出、救護、避難誘導、給食・給水等の活動を自主的に行う組織で、災害が夜間や休日に発生した場合、公的機関の機能の低下が予想されることから、自主防災組織の果たす役割は極めて大きいものでございます。

今回の熊本地震でも、役場庁舎が被害に遭い、職員も被災者となるなど、混乱している状況が見られました。このように、被災当初には、町内の被害に対して対応できないことも考えられることから、自主防災組織を強化して、自助・共助により、災害の発生の当初を乗り切ってもらうことが肝心であるというふうに思います。

東日本大震災を契機に、各市町村の自主防災組織が注目を集めており、町でも平成5年ごろから組織の設置を始めまして、現在では全て21の自治会で自主防災組織を設置していただきました。

町内の自主防災組織の基本的な活動は、各地域で人口構成、活動内容などが一定していないことから、各地域の実情に応じた活動をお願いしているところでございます。

地域住民が相互に助け合い、地域の防災力を高め、安全・安心で住みよい地域にしてまいりたいと考えております。また、上部組織との連携ですが、有事の際には、自主防災組織と行政との連携・協力が活動する上で大変重要であることから、情報・連絡体制の強化、

支援策について、今後、各組織ごとにどのような対策が必要で、かつ有効的であるかを検証し、対策を講じてまいります。

次に2点目の防災訓練の内容と方法の見直しについてであります。国では、政府地方公共団体と防災関係諸機関を初め、多くの国民が台風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波等の災害について認識を深めるとともに、これに対する備えを十分強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するため、防災の日を9月1日として、この日を含む1週間を防災週間としております。

この週間において、防災組織の普及のための講演会、展示会等の開催、防災訓練の実施などの行事を、地方公共団体、その他関係団体との緊密な協力を得て、全国的に実施するものとして、各地でさまざま取り組みがされております。

町でも年に1回、防災の日の前後で、防災訓練を各自治会単位で訓練会場を設け、避難訓練、失火防止訓練、初期消火訓練、救急救護訓練、通報訓練なども、消防団・消防署の指導で実施しておりますが、これらの基本的な訓練は繰り返し行うことが大切であり、災害時に適切に行動ができるよう、自主防災組織を中心とした実践的な訓練をしていただきたいと考えております。

最近の災害に見られるように、災害の規模が大きければ大きいほど、人命救助や消火などの緊急対策の需要は増大することから、防災関係機関は全ての地域に手が回らない状況が考えられます。

町でも今後は、地すべりや土石流を想定した訓練も取り入れるなどの、地域の特性に応じた訓練も実施してまいりたいと考えます。

3点目の防災エキスパートの養成ですが、地域防災計画の防災意識の普及、町職員に対する防災教育の項目、自主防災組織等の育成強化、町民等の自主防災組織の育成の項目で、防災士の資格や、防災講習会等による防災リーダーの育成に努めるとともに、防災士についてはNPO法人日本防災士機構による民間資格で、自助・共助・協働を原則として、かつ公助との連携、充実に努め、社会のさまざまな場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、さらにそのために十分な意識・知識・技能を有するものと認められた人で、平成27年10月末現在で全国で9万9,077人が資格を取得しており、平常時においては、防災意識・知識・技能を生かしてその啓発に当たるほか、災害時には避難や救助・救命、避難所の運営化などに当たり、地域自治体など、公的な組織やボランティアの人たちと協働して活動することとしております。このような資格をお持ちの方がいることで、災害時の体制が強固なものとなることから、自主防災組織にも働きかけを行うなど、養成してまいりたいと思っております。

4点目の地域防災計画の見直しにつきましては、第一回定例会の一般質問でもご答弁申し上げましたが、大雪対策、火山対策、何らかの特別な配慮を必要とする高齢者対策を盛り込んだ計画につきまして、4月25日に防災会議を開催し、今後東京都へ計画を提出し、修正してまいります。今回の熊本地震の被災内容を検証し、町の計画内容について、防

災害発生時のインフラの確保につきましては、1月の大雪の際に、JR及び東京電力に対する今後の対策についてご答弁をさせていただきました。

その後の状況でございますが、JRについては毎年提出させていただいておりますJR要望に、災害に対応するための樹木の伐採についての項目を入れ、要望の際に申し出を行うと同時に、東京電力につきましては、現在の取り組み状況について意見交換を行い、災害予防対策について強く申し入れを行っております。また、水につきましては、東京都水道局で耐震性の水道管への敷設替えを施工していただいております。

今後は、町におけるさまざまな災害対応につきましては、近い将来に必ず発生すると言われている首都圏直下型地震も視野に入れながら、関係する各種機関と定期的に、また緊密に連携することで、住民皆様の安全・安心を最優先に確保してまいりたいと思っております。従来の防災計画でございますけれども、大きな枠の中で自助・共助・公助、特に公助の部分というのを大きく掲げておりましたけれども、いろんなところの災害を見ますと、自助をどうしていくかということが一番大きな問題ではないかなというふうに私は考えております。そういう点では、まず、地域防災に対する自主防災組織をつくって、まず、地域の皆さん方で自主的に自主防災としてどうしていこうかというのは、今、町が地域防災計画の中で掲げております広域的な避難所等々、あるいは公的な生活環境だとか、そういうことも含めて見ますと、これもなかなか必ずしも安全で安心できるということではありませんので、もう一度地域の人たちの目で自分たちの命を一番安全に確保できるとしたら、2人でも3人でも3軒でも5軒でもいいですから、この場所が一番いいんだというところをまず見つけていただきたい。そのことが、しいては、いざ災害のときの一番身の安全を確保できることではないかなと。防災計画のところへ避難するのがということではなくて、まず、身近な人たちでそうしていただきたい。と同時に、隣近所を含めた共助をしていただき、それから少し時間がたって避難をする。あるいは、食料の問題等々を含めたときには、これは公助ということで、町がどうしていくかということを考えていきたい。また、そういうことを数年前からの防災訓練の日に、住民の方々に私はお願いをしているところでございます。そういう点で、ぜひ、そういう部分が必要かなと。

また、防災時等専門的な分野については、ここ二、三年、その方たちを呼んで、講演会も開いております。あるいは、資格を持った人たちが増えることによって、その地域の自主防災組織の中にもそういう人たちがいて、アドバイスしてくれる。これが一番いい方法ではないかなというふうに思っております。そういう点では、今、熊本の部分でございますけれども、まだ最終的には、熊本については終息に至っておりません。

そういう部分で一番先に熊本で起きたことは何かというと、まず、災害が起きた建物の損壊、全壊、半壊、損壊等を含めた危険度の判定をどうするかということで、私どもの町にも要請があり、町でそのような資格を持っている職員を、まず第1派として職員を派遣い

たしました。それによって、レッドカード、イエローカード、それから青という部分を張って、レッドカード、イエローカードがあるところは、まず入ってはだめだよということをやって、その後一定の終息があった段階で、この次の段階をどうしていこうかということでもありますから、初動の問題というのが一番問題かなというふうに思いますので、議員がいろいろ提案していただいております、専門家等を含め、あるいは大勢の人たちに認識を新たにしてもらうという意味では、そういう問題に取り組む必要があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（須崎 眞君） 小峰陽一議員再質問はありますか。はい、どうぞ。

○5番（小峰 陽一君） 大変詳しい説明をありがとうございました。

質問ではないんですけど、基本的に1つの考え方ですばらしいと思います。そういうふうにしていきたいと思うんですけども、何しろ初期にどういう活動をしたらいいかというのが、自治会長をやっていたときにいろいろ考えたんですけど、やっぱりもう限界があるんですね。だから、やっぱりエキスパートが欲しいということなんですよね。

最近では、年寄りが多いということで、大学でも学生に防災リーダーなどの学科が設けられたり、そんなこともありますし、それから防災士については、28年4月には約1,900人が登録しています。自治体でも50自治体ぐらいが何人か登録していますし、やはりエキスパートを育てるのはちょっとお金がかかるんですけど、防災費でいいのかなという気がします。ぜひ、そこら辺、もしできるならば、誰がやるかということもあるんですけど、補助金などを多少出していただいで、そういうものが養成できればというふうに思います。

どうもありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 5番、小峰陽一議員のご質問でございます。

防災エキスパート。これは、今、民間資格で、講習を受けて、最終的にテストをして資格が得られるということで、やはり今回の熊本地震を見ていまして、それぞれの町で、それと実際うちのほうで熊本に行った職員に話を聞きますと、そういう職員がいるところは、やはりいろいろな体制がとれていると。後から行った町につきましては、そういう体制がとれていなかったために、応援に行っても何をしていたか、そこら辺が明確でなかったというようなことがございましたので、町のほうでもそういう部分では、やはりこういう職員も養成しなければいけませんし、また、自治会のほうでも、今、議員から言われましたけども、多少お金がかかりましたので、補助金等の制度も考えながら、そういう養成等の取り組みもして、各自治会で有事の際には統率のとれた行動ができるようにという体制がとれればと思っております。

また、先ほど議員からもご質問の中でございましたけれども、ガイドブックも配らせていただきました。それと、ハザードマップもあわせて配らせていただきましたので、防災

訓練等でそういうハザードマップ等も見ながら、どういう経路が避難するのに有効的なのか。また、有事があった際には、隣近所でどういう形で助け合ったらいいのかというようなことも含めた防災訓練にさせていただきたいというふうに考えておりました、今、各自治会で防災訓練をお願いしていますけれども、そのときに、今年度はまだ町長にも話はしていないんですけど、各自治会にこういう一定のテーマを持って防災訓練に取り組んでほしいというようなことで、お願いをしてまいりたいなというふうに考えておりますので、皆様のご協力もまたあわせてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） よろしいですか。

○5番（小峰 陽一君） どうもありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、5番、小峰陽一議員の一般質問を終わります。

お諮りします。会議の途中でありますので、ここで休憩にしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時より再開いたします。

午後12時14分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、原島幸次議員の一般質問から行います。

〔9番 原島 幸次君 登壇〕

○9番（原島 幸次君） 1点だけお聞きいたします。

自殺防止計画についてでございます。

全国の年間の自殺者は、1998年以降、バブル崩壊後の不況下で、15年連続で3万人を超えておりました。近年は景気回復の影響もあり、減少傾向に転じておりますが、それでも2015年は2万4,025人にのぼっております。

自殺率は、先進7カ国で最悪の水準にあると言われております。

奥多摩町の町内で自殺された方は、平成23年から25年の過去3年間で60名。そのうち奥多摩町の町民の方が8名、みずから命を絶たれております。

自殺の原因は、経済的な困窮や病気、あるいは職場や家族の問題などさまざまで、複合的に絡み合うケースが多いと言われております。

本年4月に、「改正自殺対策基本法」が施行された改革法は、自殺対策を『生きることの包括的な支援』と定義されております。

福祉や医療、雇用、生活などの自治体の関係部局が連携して、民間団体とともに協力し、深刻な悩みを抱える兆候を見逃さないで機動的に適切な支援を行うことにより、自殺者の減少につながります。

「改正自殺対策基本法」の施行により、全国の都道府県と市区町村が、自殺防止計画の

策定を義務づけられました。当町としての計画について、下記についてお伺いいたします。

1、当町における自殺防止計画策定について、どのようになっておりますでしょうか。

2番目に、計画策定における重点施策としては、どのようなものがございませうでしょうか。

3番目に、今後の活動について、お聞かせいただければありがたいと思います。

よろしくご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 9番、原島幸次議員の自殺防止計画についての一般質問にお答え申し上げます。

我が国では、みずから命を絶つ方が年を追って増加しており、平成10年に年間の自殺者数が3万人の大台を超えて以来、連続して3万人を超え続けている、まさに危機的な状況であります。しかし、これまで国として具体的な対応がされてこなかったことから、遺族への心のケアなどを含め、早急な対策が求められ、平成17年には、政府が平成27年までに自殺者を2万5,000人前後までに減らすことを目標にした総合対策を発表し、都道府県等に対して、自殺対策連絡協議会の設置や相談体制の充実などの取り組みをするよう通知が出されました。しかし、これは法的な裏づけがないことから、各自治体に判断が委ねられておりました。このため、国として自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族に対する支援を充実させ、国民が生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現を目指すことを目的に、平成18年に議員立法により、自殺対策基本法が成立いたしました。この法律では、自殺は単に個人的な問題ではなく、その背景には健康問題を初め、経済・生活問題、家庭問題、勤務問題等、さまざまな要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとして実施しなければならないことが基本理念としてうたわれて、その上で自殺を未然に防ぐための啓発、自殺予防、自殺を考えている人へのサポート、危機介入、自殺が起こったときの対応、事後対応について、各段階に応じた効果的な施策の実施が必要であること。それには、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺防止活動に従事する民間団体、その他の関係機関が相互に密接に連携して、対策が実施されなければならないことが明記されております。

そして、政府による自殺対策大綱の策定と、国会への年次報告が義務づけられ、内閣府に関係閣僚をメンバーとする自殺総合対策会議が設置されましたが、各自治体の取り組みについては法的な義務ではなく、自主性に委ねられたものでした。

法律が制定された後も、依然として年間自殺者数は伸び続け、このため国では、平成21年度に緊急に予算化した地域自殺対策緊急強化交付金により、各都道府県に自殺対策緊急強化基金を創設し、町の負担なしに自殺対策事業が実施できる体制を整備し、各都道府県においても、地域の実情を踏まえた自殺対策事業が実施されました。

こうしたことにより、徐々に自殺者数は減少し、平成 24 年に 2 万 7,000 人とようやく 3 万人を下回ったものの、依然として 2 万 5,000 人以上がみずから命を絶っているというのが現況であります。

東京都においては、平成 21 年 12 月に基金条例を制定し、東京都地域自殺対策緊急強化基金を創設し、事業を実施する市町村が財政負担なしに事業が実施できる体制を整備し、この基金を活用し、町でも平成 22 年度に、心の健康についての講演会の開催、JR の 5 駅に自殺防止の看板の設置、自殺予防のオリジナルリーフレットの作成、全戸配布などの事業を開始し、その後、毎年度地域における見守り、気づきなどの早期発見・早期対応を担うゲートキーパー養成講座や、メンタルヘルス講演会の開催などの自殺対策事業を、現在まで 6 年連続して実施してまいりました。

現在までの町の自殺者の状況を申し上げますと、議員からもご指摘ありましたように、平成 23 年から 25 年までの 3 年間に町内で 60 名の方がみずから命を絶っており、理由としては鉄道の終着駅があることや、山林など人目のつかない場所に容易に行くことができることなどが挙げられておりますが、この 60 名の中には町民の方が 8 名含まれており、この数は東京都全体と比較しても 3 倍の自殺率となっていることから、町としてもより踏み込んだ事業の実施が必要であると感じているところであります。

この 4 月には、自殺対策基本法が交付されてから 10 年が経過することを契機に、改正自殺対策基本法が施行されました。

改正法では、全ての都道府県及び市町村に、自殺者の年代や性別、職業などの傾向の分析を踏まえた自殺対策計画の策定を義務化しており、計画に基づき、地域の実情を踏まえた対策に交付金が交付されること。学校での自殺予防教育に努めること。毎年 9 月 10 日から 16 日までを自殺予防週間と定め、3 月を自殺対策強化月間として法で規定したこと。自殺対策を生きることの包括的な支援と位置づけることがポイントとなっております。

そして法律の目的に、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることを加えることで、自殺の大半が追い詰められた末の死であることを明確にした上で、若者の自殺死亡率が先進国の中でも高く、死因の 1 位が自殺であるという現況から、学校教育の中においても自殺予防教育をすることが盛り込まれました。

これらのことを踏まえ、ご質問の 1 点目の当町における自殺防止計画策定についてでございますが、国では改正法の目的を取り組んだ上で、これまでの自殺総合対策要綱を平成 29 年 8 月に 5 年ぶりに改定するための見直し作業を行っております。

東京都におきましても、国の大綱の見直しに合わせて基本的な取り組み方針を策定しておりますので、町といたしましては、こうした国の大綱の改定、それを踏まえた東京都自殺対策計画の策定と歩調を合わせて、奥多摩町自殺対策計画を策定してまいりたいと考えております。

次に 2 点目の計画策定における重点施策についてであります。自殺はその多くが追い

込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であることを踏まえ、気軽に相談ができる体制を整備するとともに、相談に対応できる人材の確保、遺族に対する支援等が市町村の役割として重要であることから、計画においては、自殺に対して総合的に対応できる環境の整備を重点施策として盛り込む必要があると考えております。

次に3点目の今後の活動についてであります。以前からも自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多いことから、今後も地域住民皆様に対する普及啓発を積極的に推進し、少しでも多くの方に、地域において自殺予防に対する取り組みに参加していただくとともに、町民皆様の心と体の健康づくりを推進してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、年間の交通事故による死亡の6倍以上がみずから命を絶っている現況を多くの町民皆様に認識していただき、地域において関係機関が密接に連携することで、自殺の兆しをいち早く発見する体制が求められておりますので、議員皆様におかれましても、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 原島幸次議員、再質問はありますか。はい、どうぞ。

○9番（原島 幸次君） 自殺防止のキャンペーンを奥多摩町でも駅前で行って、パンフレットを配布したり、あるいは、町のほうもパンフレットをつくってございまして、いろいろな方面に配布していると思います。

また、先ほど町長が言いましたように、ゲートキーパー養成講座というのを福祉保健課でやってございまして、それにも私は出させていただきまして、やっぱり出てみればなるほどなど、そういう兆候があるのかと、それでは町の住民がいま少し目を向けてやれば、何とか防げる、あるいは防げたという可能性もあるかもわかりません。

行政と町が一体となって、いろいろな方法で住民に知らしめる。あるいは、そういう兆候がある場合はこうなんだよということを覚えさせることも必要なのかなと思います。

それには、広報を活用していただくとか、あるいは防災無線でやっていただくとか、なかなか忘れてしまいますので、何かの折に触れてそういうようなものを発信していただければ、住民の皆さんもだんだん、だんだんわかってくるし、できるだけゲートキーパー養成講座に出れば、こういう輪っかのやつをもらって、それはそうだなというようなことでわかりますので、ぜひその辺もやっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 9番、原島幸次議員の再質問にお答え申し上げます。

今、議員からお話がありましたように、町でもオリジナルパンフレットの作成、あるいはゲートキーパー養成講座、あとは心の健康に対する講演会等を開催しております。

先ほど町長からもご答弁申し上げましたように、6年連続でそれをやっているということで、こうした試みについては、東京都の中でもかなり積極的にやっているという評価はいただいております。

そんな中でも、町民の皆様が8名もみずから命を絶っているという状況については、や

はり近隣の方が何らかのサインに気づけなかったのかということも踏まえて、今後はより一層、ゲートキーパーというのは自殺を防ぐために気づきをする人という意味ですが、そういった方を少しでも多く養成していく必要があるかなと思っております。

年間2回、心の健康とあわせて講演会、養成講座を開いておりますけれども、なかなか多くの方に参加していただくということが難しいといえますか、なかなか内容がよくわからないということで、参加することを躊躇してしまうということもあるかと思っておりますので、より一層言葉の意味も含めて周知を徹底してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） よろしいですか。

○9番（原島 幸次君） 大変ありがとうございます。

いろいろと難しい問題ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、9番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

次に、3番、澤本幹男議員。

〔3番 澤本 幹男君 登壇〕

○3番（澤本 幹男君） それでは1点、若者住宅等に入居後のフォローについて、お伺いをさせていただきます。

今年度、少子化・若者定住化対策をさらに推進するために、「若者定住化対策室」が新たに設置されました。

この対策室を設置した背景には、奥多摩町第5期長期総合計画にも示されておりますが、町における喫緊の課題である少子高齢化問題の解決に向けて、奥多摩町に住みたい人を増やしていく。住んでよかったと実感できる人を増やしていく。そして、これからも住み続けたい人を増やしていくという大事な役割があると思っております。

町に転入してくると、隣近所、自治会、保育園や学校、PTA等のつき合い、また消防団への加入や地元の郷土芸能とのかかわり、あるいはスポーツや趣味のクラブ等への勧誘等があります。そして、必ずと言っていいほど、困ったことや相談したいこと、また、子育てを含めたさまざまな悩みを抱えることになると思っております。

近くに相談できる親戚や友人等がいればよいですが、そうでない方は孤独になりがちです。

このようなときにこそ、人情豊かである奥多摩町の町民が一体となって、支援・応援をしていくことが大切になってくると思っております。将来にわたって定住していただく家族を1世帯でも増やして、持続可能な地域コミュニティを実現するために、入居後も町として具体的にどのように支援・応援し、その家族をフォローしていくのか、お考えをお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 3番、澤本幹男議員の一般質問にお答え申し上げます。

若者住宅等に入居後のフォローについて、お答え申し上げます。

最初に、若者定住化対策室の新規設置に至る経緯について、ご説明申し上げます。

第5期奥多摩町長期総合計画に示される町の最重要課題は、今後10年間に見込まれる人口減少に歯どめをかけることであり、そのための最大の対策が若者の定住化対策と少子化対策であります。

この2つの対策は、それぞれ異なったものではなく、町が将来にわたって安定的に若者のまちづくりを進める上で、最も大切なものであります。

この喫緊で大きな課題の解決に向けて、重点的に事業を推進するため、奥多摩創造プロジェクトを設置し、若者定住化促進、そのための総合的な環境の整備、出会い、結婚、出産から教育までの子育て、子育て環境の整備などを展開することと決定いたしました。

そして、魅力ある奥多摩の情報を発信するとして、出会い、暮らし、子育て、教育、仕事、住まいと4つの分野別施策を掲げました。

特に住まいにつきましては、平成27年度に策定しました奥多摩町まち・ひと・しごと創成総合戦略「元気づくり計画」の中にあります重点課題の1つである、住みたい人たちの受け入れ態勢の充実を実現するため、この4月に若者定住化対策室を設置し、専任職員2名、兼務職員1名の3名体制でスタートしたところであります。

若者住宅につきましては、平成27年度に町営小丹波第一若者住宅3棟8戸を整備し、昨年11月の入居決定時には、大人16名、子ども10名、計26名の入居予定者数でありましたが、その後2名の赤ちゃんが誕生し、現在は大人16名、子ども12名の計28名の方々が4月1日から入居されております。

また、15年以上居住した場合は、その土地と建物を無償で譲渡するいなか暮らし支援住宅には、2世帯で大人4名、子ども7名の計11名の方々が入居されております。

さらに、平成21年度に整備しました町営海沢若者住宅には、9世帯で、大人18名、子ども14名、計32名の方が現在入居されております。

平成26年度から販売を開始し、昨年10月に全区画が完売しました川井分譲地8区画につきましては、建設中の1世帯を含め、8世帯で大人16名、子ども13名の計29名の方々が入居されることになり、これらを合計しますと27世帯、大人54名、子ども46名の計100名の若者と子どもの定住を促進することができました。

また、平成28年度につきましては、町営小丹波第1若者住宅の2期工事として、3棟4戸、また棚沢に町営棚沢坂下若者住宅として、1棟3戸を整備する予定であります。このことにより、計7世帯の若者住宅が追加整備されることとなります。

これら若者住宅の入居者につきましては、町外からの転入、町内からの転居となりますが、新たな生活を営むという観点では同じ環境にあると考えております。

ご質問の入居後のフォローについてであります。まず、入居に至るまでの町の対応等について、ご説明をさせていただきます。

入居済みの海沢若者住宅、小丹波若者住宅、そしていなか暮らし支援住宅に居住をしている世帯につきましては、入居前から地元自治会や消防団への加入をお願いしております。このことは、お祭りなどの地域行事や子ども会行事を含めた地域コミュニティへ積極的に参加することで、早く地域に溶け込んでほしい。また、地域の消防団に加入をしていただくことで、減少する消防団員の確保につながるとともに、高齢化する地域住民の見守りに役立ててほしいと考えているからであります。

また、町に入居後の直接的フォローにつきましては、子ども家庭支援センター「きこりん」で、子どもと家庭の総合相談業務を行っており、ファミリーサポートセンター、子育てサロンなどへのご案内とともに、自主保育グループなども紹介し、お母さん同士の友達づくりもできるよう、町側から積極的なアプローチをしております。

未就学児のお子さんがおられる世帯につきましては、健診スケジュールなどの連絡をとり、町保健師が入居のタイミングを見計らって直接お宅に伺うなどして、親近感を持ってもらえるよう努めております。これら行政側からのアプローチも、小さな町だからこそ可能なきめ細かい対応であると考えております。

現在、若者定住化対策室では、子育て支援・定住応援総合窓口として、奥多摩町に住みたい方々の最初の一步になるよう、総合的な案内に努めており、町からの定住などに関する情報提供を行うとともに、奥多摩に暮らしたい人登録バンクのご案内も行っております。実際に入居された方々のフォローにつきましては、先ほど申しましたように、若者定住化対策室、福祉保健課が中心となり、最初に町とかかわりができた時点から困ったとき、必要なときに手を差し伸べることが迅速にできるよう、また、相談内容により、専門職員が対応できるよう、各担当者間で体制を整えております。

一方で、必要以上の介入とならぬよう配慮しつつ、入居時から各世帯の状況把握に努めております。若者住宅につきましては、入居の期間が限られておりますので、引き続き町内に居住していただけるよう、必要な宅地造成事業や空き家の活用を並行して進めるとともに、これら情報の提供、発信をすること、並びに入居者の意向把握にも努めながら、引き続き安心して町に居住していただくよう努めてまいります。

今後も、町にとって、若者定住が何よりも最重要課題であり、また、最優先事業でありますので、引き続き積極的な定住化対策を推進するとともに、議員からご指摘のございました入居後のフォローにつきましても、今後も町と地域住民の皆さんと協働しながら、若者が住みやすいまちづくりに向けて、引き続き努力してまいりたいと思っております。

特に、町内からの居住者は、それなりに生きてきた中で、町内のことはよく知っているんですけれども、町外から入ってきた若い人たちと地域の人たちの間にまだギャップがございます。そういう点で、私自身が一番大切なのは、ここに住む人たちが、そういう人たちを受け入れる体制をどうつくっていくかということが大切だなというふうに思っております。

子育て支援住宅については、1つの例でありますけれども、梅澤においては「梅女会」

ということで、その人たちをサポートしていこうというような会もできております。

そういう点で、入りやすく、また安心して住めるという意味では、若い人と地域のギャップをどう埋めていくかということについても、各自治会にお願いをしながら、また、議員皆さんを初め、地域の皆様がそういう部分の観点に立って、接していただければありがたいなというふうに思うところでございます。

○議長（須崎 眞君） 澤本幹男議員、再質問はありますか。どうぞ。

○3番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。

ぜひ、奥多摩町の町民が一体となって、支援、応援していくことが本当に大切だと思います。よろしくをお願いします。

1点ほど、ここで若者定住化対策室ができましたので、ぜひ室長に抱負や何かお考え等がありましたら、お聞かせ願いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（須崎 眞君） 若者定住化対策室長。

○若者定住化対策室長（山宮 忠仁君） 3番、澤本議員の再質問にお答えいたします。

今後の抱負、意気込みということでございますが、若者定住化対策室が設置されてから2カ月半という時間の中、全ての状況を把握し、有効な施策を直ちに展開することは容易ではございません。しかし、この対策室が設置された意義を自問自答しながら、日々の業務を進めているところでございます。

町の少子化、高齢化、あるいは過疎化は、ここ数年の出来事ではなく、町の施策をさかのぼれば、今から23年ほど前の平成5年に制定されました出産祝い金制度のころには、既に課題を抱えていたことになろうかと考えます。

また、昭和55年、36年前になりますけれども、このころ人口が1万人を割るというような話題も、私が小学生のころに取り沙汰されていたように思い出されます。

この間、町としましても、平成8年に過疎地域の指定を受ける中、若者住宅利子補給制度を開始し、平成20年には子ども・子育て支援事業がスタートするなど、今日まで各種の施策を展開し、実施してまいりました。

これら数々の施策は、現在種類の面、あるいは金額の面でも、全国的に群を抜いているものだと考えております。

しかし、少子化対策は全国的にも非常に大きな課題であり、解決に向けて各自治体がさまざまな対策を行っている中、顕著な効果があらわれている自治体は決して多くはないということも、実態として冷静に受けとめなければいけないことだと考えております。

このような中、少子化対策と定住化対策を一体的に推進していくため、特に若者の定住化を重点的に推進していくための手段として、この対策室が設置されたことを認識すると同時に、責務の重さを痛感しているところでございます。

着眼大局、着手小局という言葉がございまして。まずは物事を全体的に大きく捉え、その要点や本質を見抜き、大きな方向性、目的を定め、次に細かなところに目を配り、具体的な作業、行動を実践していくというものです。

先ほどもご説明いたしました、町が直面する課題の解決は一朝一夕にはいかないものと考えております。しかしながら、昨今、メディアを初め、町に関心を示す方々が増えていくことも事実であり、この機会を逸してはならないと考えております。

今後、これらの課題の解決に当たっては、町税を初めとする貴重な財源を、何のために、誰のために、どのように公平に使うのかを常に意識しながら、また、手段が目的にならぬよう方向性を確認しながら、なおかつ役場組織においては、各課それぞれの業務が連携し、より大きな効果につながるよう潤滑油の役目も負いながら、地道に一步一步物事を進めてまいりたいと考えております。

若輩者ではございますが、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） よろしいですか。

○3番（澤本 幹男君） ありがとうございます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、3番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

次に、7番、宮野亨議員。

〔7番 宮野 亨君 登壇〕

○7番（宮野 亨君） それでは、一般質問させていただきます。

日の当たらない場所に反射板を使って日差しを。

峰谷地区を含む3地区から、「冬は2カ月も日が差し込まない」との相談がありました。

話を聞くと、日当たりの悪いところに家を建てたのは、昔はとにかく畑を優先したため、住まいは二の次だったとのことでした。

しかし、昔とは生活環境が変わってきている今、暖房費のことを考えると、とにかく日差しが欲しいとのことでした。

他の地区へ2月の一番日が短い時期に伺ったところ、ある高齢者の方はわざわざ車に乗り、日当たりのよいところへひなたぼっこをしに来ていました。

太陽の光は、全交感神経系を一斉に呼び起こし、血圧を下げたり、心臓の力を高めるなどの健康に必要な元気の源であります。

ある番組で、冬場になると全く日の当たらない村を放送していました。その村はスイス国境近くの村で、日が当たらないことにより人が集まらず、ゴーストタウンになってしまう可能性がありました。

そこで村長は、総額約1,000万円をかけ、巨大なミラーのようなものを山に設置し、太陽の光を反射させるプロジェクトを遂行。コンピューターで角度調節が可能な幅5メートルの8面鏡の反射板をヘリコプターで輸送・設置し、村を照らすという大がかりなものでした。

奥多摩町の環境では、カーブミラーのような維持・管理費がかからず、なるべく簡単な装置で太陽光が得られないかと考えます。

12カ月のうちの2カ月であります。高齢者の健康維持のため、試験的に環境に配慮したステンレス製の反射板を設置していただけないでしょうか。

町のお考えをお伺いいたしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 7番、宮野亨議員の日の当たらない場所に反射板を使って日差しを、の一般質問にお答え申し上げます。

宮野議員からのご質問にある村は、イタリアのヴィガネッラという人口約 200 人の基礎自治体の村であると思われませんが、この村はイタリア北部のスイス国境近くに位置し、厳しいアルプス山脈に囲まれ、冬場になると 83 日間の長期にわたり、太陽の光が全く届かない村となってしまったということでもあります。

また、この村は、イタリアにおける仏教徒たちの聖地ともなっているところではありますが、光が当たらない極寒の地域では、人々は集まらず、ゴーストタウンになってしまう可能性があるということでもあります。

そこで、この村の村長は、人々が集まりやすいようにと巨大ミラーのようなものを山に取りつけ、それで太陽の光を反射させ村を照らすというアイデアを考え、議員のご質問にあったように、総額 10 万ユーロ、約 1,000 万円をかけ、このプロジェクトを遂行したということでもあります。

このシステムは、鋼板を組み合わせた幅 8 メートル、高さ 5 メートルの鏡上のもので、ヘリコプターで山腹に運び、この反射鏡を利用して村に光をスポットライトのように当てていくものだそうです。

この鏡はコンピューター制御により方向調整が可能であり、太陽を追尾して太陽光を反射させ、800 メートルほど離れた村の広場 250 平方メートルに、1 日当たり 6 時間光が差すようになったとのことでもあります。

このような取り組みは、国内では事例を把握しておりませんが、当町の場合、特に峰谷の下り地域は、地形が急峻で民家に迫っていることから、このような施設の設置が難しいことや、また、地形の凹凸や山ひだが多く変化していることにより、日照を反射させる角度の決定が難しいこと。このイタリアの村は、60 個ほどの集落が 1 カ所に密集しているようではありますが、下り地区はこの村の場合と異なり、住宅が川沿いに帯のように点在していることから、地域全体に効果を得るには大変大がかりな施設の整備が必要ではないかなというふうに思います。

また、スギやヒノキなどの植林地が多く、成長とともに反射光も遮られてしまうことから、周辺の森林伐採も必要となってくるなど、景観上の問題も多く含んでおり、日照対策として山腹へ反射鏡を設置することについて、当町の場合は現実的ではないのかなというふうに思っているところでございます。

町では、これら日照にお困りの方々の地域の方々への対策として、現在、日照確保対策事業を平成 12 年度から実施をしております。

この事業の採択条件は、対象戸数を 2 戸、日照の改善時間を 30 分以上としており、助成

額は1本当たり1,500円でありましたが、昨年度から2,500円に改め、さらには尾根筋の伐採困難地には500円を加算するなど、この事業をより多くの住民の方々に利用していただくための取り組みを行っているところでございます。

この事業につきましては、平成26年度に峰谷自治会から申請があり、9月中旬より翌年4月中旬まで日照が確保できない下り地区において、樹木を伐採することにより、1カ月早い3月中旬より5世帯の日照が大幅に改善されたという実績もございます。

この事業の趣旨は、あくまでも人為的要因として、住居付近に植栽した樹木の生長により、家屋の日照が阻害された場合の日照時間の改善対策であります。

一方、町では平成13年度から17年度にかけて、地域住民と協働して地域振興を行っていくため、小河内地域振興対策事業検討委員会を設置しておりました。

この委員会で、先進地視察として、群馬県六合村の温泉施設へ視察に行きましたが、六合村では山間集落の高齢者対策として、冬場に公共施設へ一時的に転居する事業を実施しておりました。このため、峰谷地区のひとり暮らし高齢者世帯等に対して、冬場の生活支援、孤独死対策として、公共施設や町営住宅などへ一時的に転居できないかという意見を聞いたところ、一人も希望者がなく、現在に至っている状況でございます。

その理由として、たとえ日照時間が少なく、寒くても、住みなれた家や地域から離れたくないということで、昔から住めば都という言葉がありますが、そのとおりの結果でありました。

宮野議員からありましたように、当町においては、かつては住居より食料生産に重きを置き、日陰に住居を建設した世帯が多く、全域で急峻な谷間に沿って住宅が建設されていることから、日陰の集落は町内全域に点在しております。

このようなことから、今後も日照時間の改善に向け、各自治会や地域住民の皆さんのご支援とご協力をいただきながら、日照確保対策事業をなお一層推進してまいりたいと考えております。

○議長（須崎 眞君） 宮野亨議員、再質問はありますか。どうぞ。

○7番（宮野 亨君） ご答弁ありがとうございました。

要望となりますけれども、定住化策が充実してまいりましたが、働く場のない就労の場が少ないと思います。

説明不足でしたが、試験的という言葉の中に、町独自の反射板として商品開発を行い、全国でも似たようなところがあるはずですので、売り出せないかという意味合いもあり、簡単かつ単純な構造を持つ反射板等を、町の産業の第一歩と位置づけてほしいと願うところでございます。

どうか奥多摩発の、また仕事づくりの製品開発等担当部署を創設していただきたくお願いして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、宮野亨議員の一般質問は終わります。

次に、10番、村木征一議員。

〔10番 村木 征一君 登壇〕

○10番（村木 征一君） それでは、今定例会に1件の質問をさせていただきますけれども、実は一昨日に、例の古里中の跡地を使った企業誘致の話がございましたので、若干重複するところがあるかと思えますけれども、空き家を利用したIT企業の誘致について、1件だけ質問をいたします。

町内には多くの空き家がありますが、この空き家を利用してIT企業を誘致し、若者の就職口の確保と税収増を図ったらどうかと考えます。

今、全国の市町村で、IT企業の誘致活動が活発に行われております。IT企業の誘致は、光回線の普及により、都心から離れた山村でも可能であると言われております。

奥多摩町は都心から約2時間程度の至近距離にあります。JRも走っていますし、高速道路も青梅市まで来ていますので、交通の便もいいことから、企業の皆さんも誘致活動をすれば応募する企業もあるのではないかと思います。

IT企業が誘致できれば、最優先で若者の定住化促進を進めている当町にあって、就職口の確保ができますし、税収の増加も期待ができます。

IT企業の誘致は、大がかりな設備投資も必要なく、古民家に移り住んで仕事ができることから、人口の増加にもつながるものと思います。

企業誘致は難しい面もありますけれども、町では過去にも企業誘致をし、成功したこともありました。

IT企業は日本の数ある企業の中で、今や日本経済の屋台骨を支えていると言われております。

過日、テレビの放送の中で、四国のある町でIT企業の誘致をして成功した事例を放映してございましたけれども、この町では3つの企業が古民家に移り住んで仕事をしており、地元の若者もこの企業に就職して仕事をしております。若者の就職先の確保と税収の増加にもつながり、大変喜んでいと話をしておりました。

町でも、ぜひ積極的に誘致活動をしたらどうかと考えます。町長のご所見を伺います。以上です。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 10番、村木征一議員の空き家を利用したIT企業の誘致についての一般質問にお答え申し上げます。

IT企業を誘致している地方都市の中で、その先駆けとして最も成功している事例として、徳島県神山町があります。

徳島県は比較的温暖な気候に加え、阿波踊りを初め、霊場88カ所めぐりなど、県外からの人を迎え入れる風土があることから、多くのサテライト・オフィスの進出先として選ばれております。

県では、2000年代から光ファイバー網の整備を推進し、その普及率は全国1位となって

おり、クラウドによる情報共有や勤怠管理が日常化したIT企業にとって、都会のオフィスに社員全員を集める雇用体制はもはや必須ではなく、オフィス賃料を抑え、豊かな自然の中で職住接近を実現する雇用のあり方としても、サテライト・オフィスは注目を浴びております。

中でも注目されているのは、神山町であります。神山町は、1970年代に1万3,000人ほどいた人口が、2014年には5,900人余りにまで減少しており、当町と同様な規模の過疎の町であります。従来は企業誘致ではなく、町の人口を増やすことで地域活性化につながる人材誘致という視点から、集落を再生するという考え方に立って、全国屈指のブロードバンド環境を生かして、空き家や古民家、遊休施設をサテライト・オフィスとして展開し、現在ではIT企業の地方誘致における理想的モデルとまで呼ばれております。

名刺管理サービスの会社を皮切りに、約5年間で12社が神山町にサテライト・オフィスを構えるようになったということでもあります。

この神山町は、平成27年2月に、奥多摩町身近なまちづくり推進委員会の自主事業として、委員と事務局合わせて12名が視察を行っておりますが、神山町では移住支援や空き家の再生を専門で行うグリーンバレーというNPO法人を立ち上げており、その理事長によりますと、創造的過疎という言葉を用い、日本全体の人口が減少する中であって、以前から人口が減り続けていた過疎地において、この状況をとめるのは無理だろうと思う。だからこそ、逆にそれを受け入れてしまおうという考え方を創造的過疎と呼び、神山のような山間部では農林業で地域振興がなされてきたが、結果的にはほとんどがうまく機能していないので、今度は多様な働き方を実現するような、ビジネスとして場の価値を高めて、農林業だけに頼らないバランスのとれた持続可能な地域を目指していこうということでもあります。また、近年では、家族とともに滞在できる仕組みをつくったり、新入社員研修を神山で行う企業も増えてきており、本社のエンジニアが神山町へ移住したり、徳島県で現地採用するケースも生まれており、商店街にカフェやレストランも続々とオープンしている。そこに集う企業同士のコラボレーションも生まれ、町全体がにぎやかになるという好循環に発展しているとのことでもあります。

さらには、ここ10年ほどで、自分で納得のいく働き方やライフスタイルが実現できるかどうかを基準に仕事を選ぶ、意識の高い若者が増えてきた。神山町の場合は、この土地の人と自然にほれ込み、本気でこの場所でビジネスを成立させたい企業が集まっているとのことでもあります。

ご質問の空き家を利用したIT企業の誘致についてでございますが、平成24年第三回定例会で師岡伸公議員から同趣旨のご質問をいただいたところでございます。

町では、第4期奥多摩町長期総合計画において、情報格差の是正として光ファイバーの導入を推進し、過疎地域の情報格差を解消し、住民の多様なニーズに応えるとともに、SOHO、スモールオフィス、ホームオフィスなどの新たな事業者の参入を図るため、町内の光ファイバー網の整備を図ってまいりましたが、現在のところサテライト・オフィスの

進出までには至っていない状況でございます。

奥多摩町には、東京都内にはない豊かな自然があり、近年の登山ブームを背景に多くの観光客が町へ来ていることなどを考えますと、町に関心が高く、移り住みたいと思っている I T 関連の有能な若い方は多数いるはずであり、企業誘致がなかなか難しい当町にありましても、既に幹線道路の全域に光ファイバー線が敷設されており、徳島県神山町の例からも大変魅力ある考え方だと思っております。

今後、定住サポーターによる空き家調査の結果、444 軒の空き家が把握されたことから、これらの空き家所有者の意向を踏まえた上で、誘致活動を続けている先進事例などを参考に、誘致に当たっての条件設定、町が誘致企業に対して実施できる助成制度等の内容について調査研究するとともに、空き家所有者への聞き取り調査などをあわせて行い、I T 企業のオフィス誘致の可能性について検討してまいりたいと思っております。

昨日、全員協議会でも説明させていただきましたように、今回の旧古里中学校の跡地の活用についても、I T 企業との関連性があるようでございます。そういうことを活用しながら、また空き家についても、若者定住、あるいは町がいいから移住したいということだけではなくて、今回の空き家定住化対策室は、総合的にそれらの問題も含めて、一步一步前進していきたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 村木征一議員、再質問はありますか。

○10 番（村木 征一君） 再質問はありません。終わります。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 村木征一議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めて、よって、午後 2 時 10 分から再開いたします。

午後 1 時 53 分 休憩

午後 2 時 10 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番、木村圭議員。一般質問を行います。

木村圭議員。

〔1 番 木村 圭君 登壇〕

○1 番（木村 圭君） 1 件、質問をさせていただきます。

奥多摩駅前の照明の増設について、質問いたします。

奥多摩駅は、私自身何十年にわたり、通勤通学に利用してまいりました。

この間、駅名が氷川駅から奥多摩駅に変わり、また駅名の看板が大きく立派なものに変わり、整備されてまいりました。

また、昭和 19 年の建設当時とほとんど変わらぬ趣のある駅舎は、奥多摩観光の目玉の 1

つであります。

休日ともなれば、多くの登山客や観光客が訪れてにぎわっています。駅舎を背景に記念撮影をする人も見かけられます。しかし、夜になると昼間のにぎわいはなくなり、駅の周りの明かりも少なく、観光地としては大変寂しい光景であります。

また、通勤通学の町民から、帰宅時に駅前の横断歩道付近が暗く、もう少し明るくならないものかという声も聞かれます。

観光協会の建物や西東京バスの施設等を利用し、照明の増設が必要と考えますが、町のお考えをお聞かせください。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 1番、木村圭議員の、奥多摩駅前の照明の増設についての一般質問にお答え申し上げます。

町は、昭和30年の町制施行以来、一貫して観光立町を標榜してきております。

これまで観光振興施策として、ハード・ソフト面において、さまざまな整備を継続的に行ってまいりました。その結果、一時期減少しておりました観光客は、登山客を中心として、現在増加傾向に転じております。

特に、休日の奥多摩駅前には、ホリデー快速が到着すると多くの観光客があふれ、西東京バスもこれらの観光客を輸送するため、臨時便を増発して対応しておりますが、それでも乗車できず、長いときには1時間近くバスを待ついただくことがあるほどとなっております。

これに加え、日本人だけではなく、欧米やアジアなどの国々から来られた方も多く見受けられるようになり、大変に喜ばしい状況が続いております。

また、この4月には、外国人観光客も使える無料公衆Wi-Fi（ワイファイ）を5駅周辺に整備するとともに、土曜、日曜、祝日には観光案内所に英語対応のインフォメーションを設置し、外国人観光客誘致も積極的に行っているところであります。

この奥多摩駅は、議員のお話にありましたように、昭和19年7月1日に青梅線が御嶽駅から延伸され、当駅まで開通と同時に氷川駅として開業したもので、この建物は自然豊かな奥多摩に合っているロッジ風の山小屋駅として高く評価され、関東の駅100選として平成9年の第1回選定の26駅に、東京駅や原宿駅とともに選ばれております。

この駅舎につきましては、2階正面に設置された奥多摩駅の看板を中心に、夜間には毎晩明るくライトアップされており、さらには駅舎壁面には利用客用に広場に向けた照明が3機、ポーチライト1機が設置されており、こちらは利用客の多い土日などに限って点灯しているところであります。

この奥多摩駅前には、全体整備事業といたしまして、平成5年度から6年度にかけて観光案内所を初め、公衆トイレの整備、また広場のカラー舗装や大氷川交差点までの歩道のインターロッキングブロックの整備を実施し、現在に至っているところでございます。

ご質問の奥多摩駅前の横断歩道の照明が暗いため、観光案内所等を利用した照明の増設の必要性についてであります。観光案内所改築に際しては、屋外用の照明として、道路側には西東京バスの大丹波方面行きのバス停があることから、屋外照明2灯を設置しており、案内業務終了後の午後5時から翌朝まで点灯し、バス利用者を初め、沿道の安全性の向上を図っているところでございます。

観光案内所につきましては、これ以外の横断歩道側に屋外向け照明の設置はございませんが、今後、電球を現在より照度の高いLED電球に変えるなど、明るくしてまいりたいと考えております。

また、近年、駅前トイレや観光案内所も、経年に伴う老朽化が進んできておりますが、奥多摩駅前は観光立町を標榜する当町の玄関口として、また、町の顔であることから、長期的には駅周辺全体の再整備を図るための計画づくりを行っていく考えであります。

この中で、街路灯などの照明施設につきましても、景観整備とあわせて整備してまいりたいと考えております。

特に、奥多摩駅から交差点まででありますけれども、従来は都道であったんですけれども、都道から町道になりました。

当時は景観対策として、東京電力に電力の線、それから電柱等々の整備をしていただきました。駅前に非常に線がお互いになっていましたものを1つに束ねて、それでやっていただき、かつ電柱についても、景観に伴って白ではなく茶色にさせていただくということもやってまいりました。

本来ですと、駅前で遠景の写真を撮ることからいきますと、無電柱化を図りたいんですけれども、この無電柱化についても、今、いろんな部分で財源確保しながらどうしようかということも考えております。そのためには、無電柱化するためには歩道を広くとらなきゃいけないという問題がございます。そこに無電柱化をするための機器が入らないと、電柱を地中化できないという問題がございますので、そういう問題とあわせながら、駅前が観光地にふさわしい駅前、駅舎となるように、今後ともいろんな研究をしながら、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 木村圭議員、再質問はありますか。はい、どうぞ。

○1番（木村 圭君） 答弁ありがとうございました。

駅前でありますし、象徴的な駅舎ということですので、ぜひとも、今、町長がご答弁いただいたような形で進めていただけたらと思います。

あと、やはり人がこれだけ集まってくると、防犯面もあると思いますので、なるべく早い時期にこういう形が実行できればと思っていますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、1番、木村圭議員の一般質問は終わります。

次に、2番、大澤由香里議員。

〔2番 大澤由香里君 登壇〕

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

私は3点質問させていただきます。

まず、初めに、奥多摩小屋の建てかえについて質問させていただきます。

東京都の最高峰、雲取山にある奥多摩小屋は、多くの登山者から愛されてきました。しかし、昭和34年に建てられてから57年が経過し、かなり老朽化しています。トイレもくみ取り式で、お世辞にもきれいとは言えません。

そんな中、ある方から「奥多摩小屋が閉鎖されるといううわさを聞いた。ロケーションもよく、鴨沢からゆっくりのぼって四、五時間でたどり着ける山小屋は貴重。ぜひ存続をしてほしい。できれば、雲取山荘ほど立派でなくていいから、建てかえをしてほしい」という要望がありました。

また、「近年の登山ブームにより、収容人数200人の雲取山荘でも満杯で入れないときがあるので、70人が宿泊できる奥多摩小屋の存在は必要」という方もいました。

別の方からは、「標高2,017メートルにちなんで、2017年にリニューアルオープンなんていいんじゃないですか」というご意見もいただきました。

今、何も計画がなくて、来年リニューアルオープンというのは性急過ぎて無理な話だとは思いますが、2020年のオリンピックに向けて、東京都の最高峰を擁する奥多摩町に多くの方に来ていただくためには、奥多摩小屋の改築は絶好の話題になるのではないかと考えます。

また、皇太子殿下がお泊まりになった宿ということでも看板になり、奥多摩町ひいては東京都の名所になり得るのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。町長は、この奥多摩小屋について、どのように位置づけ、今後どうされるおつもりでしょうか。

次に、町の花ミツバツツジについて、お伺いいたします。

町では平成9年度から平成20年度まで、出生記念植樹の記念樹として町の花であるミツバツツジを登計トレイルがあるふれあいの丘に植樹していますが、最近、枯れて、子どもの名前が刻まれたプレートだけが落ちているというご意見が寄せられました。早速、見に行きましたら、確かに残った枯れ枝に辛うじてプレートがぶら下がっているものや、ツツジの木が跡形もなくなってプレートだけが落ちているものなどがありました。これが、その写真ですが、息子と同級生のものもありました。

また、明らかに出生した人数分のツツジはなく、プレートごとなくなっているものも少なからずあるようです。無残にも枯れてしまって、プレートだけが転がっているとか、プレートごとなくなっているという、お子さんのツツジの現状を見たときの親御さんの心情を考えると、そのままにしてはおけない問題であると考えます。

町では自然と調和した美しいまちづくりを実践するため、ミツバツツジなどを町内の集落周辺や遊歩道周辺に植栽し、平成12年度からは奥多摩町花の里づくり事業を開始し、現在までの間、自治会など、町民の皆さんが主体の事業も実施していただき、多くのミツバ

ツツジを植えていただいたということですが、登計トレイルの例もありますように、植えっ放しでは枯れることも多々あります。これらのミツバツツジの植えた後の手入れや維持管理については、どのような対策をとっておられますか。

また、町の花といいながら、町役場、文化会館ではミツバツツジを見ることはない、辛うじて福祉会館の築山に一株あるだけだ。町の花なので、せめて主要な町の施設には植えるべきではないかというご意見もありました。そこで、町にある必要な公共施設の施設を見に行きましたら、緑の多い場所では自生しているものもあり、そこそこ目にしましたが、土地の少ないところ、日の当たらないところなどでは、皆無ではありませんでした、寂しいものでした。このことについてどのようにお考えか、お聞かせください。

最後に、山村留学の検討について、お伺いいたします。

小学生の保護者から、小・中学校の期間だけでも、もう少しクラスメイトが欲しい。10人未満のお友達、特に同性の子が、数人や一人しかいないようでは子どもがかわいそうだという意見が出されました。同級生の同性の子がいないことによって引っ越しをされた親御さんもいると聞きました。少ない同級生という条件は、他市町村に移住を決める要因にもなっているようです。

そこで、保護者の方と懇談する中で、奥多摩町でも山村留学を導入したらどうかという提案をいただきました。山村留学とは、自然豊かな農山漁村に一年単位で移り住み、地域の公立小・中学校に通いながら、四季折々の自然の中で、さまざまな自然体験活動や集団生活などを体験する教育活動です。

東京都武蔵野市にある公益財団法人、育てる会が昭和51年に長野県八坂村、現在は大町市八坂地区となっておりますが、初めて実現させたこの山村留学は、現在では、さまざまな団体が全国で運営しており、その運営方針や活動内容も、地域の実情に合わせてさまざまです。

ところで、海沢にあるふれあい農園は、都市部に住まわれる方が二地域居住をしながら、気軽に田舎暮らしを体験できる施設です。一年ごとに契約できるので、お試し気分が気軽に申し込み、利用者さんからは空気や水がおいしい、地域の人との交流が楽しい、野菜づくりが楽しいと言っていたり、奥多摩が気に入ったと、空き家バンクに登録し、移住を考えてくださっている方もいます。

現在、奥多摩町では少子高齢化対策として若者定住策を最重要課題として取り組んでいますが、家族全員で移住となるとハードルが高いように思います。このふれあい農園のように、気軽にお試し移住ができる制度として、山村留学事業を導入してはいかがでしょうか。町の考えをお聞かせください。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 2番、大澤由香里議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、奥多摩小屋の建てかえについてのご質問でございますが、町の最大の観光資源

は、森林と、森林を源とする多くの溪谷からの清らかな流れなど、豊かな自然であり、古くから首都近郊の方々の憩いの場として親しまれてきております。

特に、町が誕生いたしました昭和 30 年は第 1 次登山ブームとも重なり、雲取だけではなく、川苔山、大岳山、御前山など、多くの山々をハイカーが訪れるようになりました。町では登山だけではなく、さまざまな形で町の自然に触れていただくため、昭和 31 年には奥多摩観光協会の設立と、大丹波川国際ニジマス釣り場のオープンを行い、昭和 33 年には東京都初となる国民宿舎、思源荘を整備するなど、観光立町を標榜する町として、ハード、ソフト両面から積極的な整備を図ってまいりました。その結果、登山だけではなく、キャンプ場、釣り場、鍾乳洞、奥多摩湖など、町内全域が多くの観光客でにぎわう、第 1 次奥多摩ブームとも言われる時代を迎えることになりました。

その後、登山ブームが下火となり、また旅行スタイルの変化やニーズの多様化などにより、一時期、当町を訪れる観光客も減少しておりましたが、平成 10 年には奥多摩温泉もえぎの湯をオープンさせ、平成 20 年には東京都初の森林セラピー基地として認定を受け、平成 25 年には奥多摩観光協会の一般社団法人化を図るなど、観光の町として、たゆまぬ取り組みを行い、また山ガールという言葉に象徴される第 2 次登山ブームの到来とも重なり、現在、観光客は第 2 次奥多摩ブームと言われる時代を迎えているところでございます。

雲取山の町営奥多摩小屋につきましては、第 1 次登山ブームの昭和 34 年に第 14 回国民体育大会、東京国体が開催され、町では登山部門の大会が開催されましたが、この東京国体の開催に合わせ、同年に町営奥多摩小屋が建設されたものでございます。今年で建設から 57 年が経過しております。奥多摩小屋は標高 1,800 メートルの尾根筋にあり、南側に富士山を望む、景観が良好な場所でございますが、積雪、強風、気温差などが激しい場所で、文字どおり風雪に耐えた 57 年間でございました。

この間、平成 7 年にはテラスや内装、トイレなど、比較的大きな修繕を行ってまいりましたが、老朽化は否めない状況にあります。特に、平成 26 年の大雪による被害の爪跡は著しく、併設している物置小屋は倒壊寸前の状態で、昨年、その部分の取り壊しを行い、トイレにつきましても一部修繕を行ったところであります。

ご質問の奥多摩小屋の位置づけと今後の考え方ではありますが、奥多摩小屋の管理、運営は、現在、有限会社雲取山荘に委託しており、小屋の利用者につきましては、この 5 年間、年平均 400 人程度となっております。これは、現在の登山者が食事付きの小屋を希望される方と、自炊でテント泊まりを望む方の二極化になっており、奥多摩小屋は自炊で、布団で寝るという施設となっていることから、時代の要請に適合していないこと。また、建物が老朽化していること。近くに食事付きの雲取山荘があること。奥多摩小屋にはテントサイトが併設されていることなどから、利用者が減少しているものと考えております。これを裏づけるように、奥多摩小屋に併設されておりますテントサイトの利用者は、小屋とは逆に増加傾向にあり、過去 5 年間の年間平均利用者数は 2,900 人を超える状況となっております。

町の観光資源は自然の魅力であり、雲取山も重要な観光資源であるとの認識を持っておりますが、利用者の減少と老朽化の進む建物状況を考えますと、奥多摩小屋については取り壊しせざるを得ない状況に至っております。仮に、小屋を建てかえる場合には、解体によって生ずる廃材等は、特別地域であることから、全て里に搬出することが義務づけられており、また、小屋の建設に要する資材等を含め、搬入搬出は全てヘリコプターでの作業となり、これだけでも相当な費用が予想されます。小屋の規模にもよりますが、現在、各地の山小屋で採用しているバイオマストイレ、ソーラー発電施設などの導入を考慮に入れた場合は、小屋の解体費用、資材の搬入搬出に係るヘリコプター費用、小屋の建設費を含め、およそ数億円を要すると考えております。

利用者が減少している中、仮に数億円かけて小屋を改築した場合には、町の行政財産使用料条例に基づき、建設費用に応じて、管理委託を行う業者から年間使用料を徴収しなければならず、年間数万円の使用料が、年間数百万円にも及ぶことになり、管理運営を受ける者もないという状況が容易に想像できます。

このようなことを含めて、昭和 34 年当時は雲取山周辺には町営奥多摩小屋しかなく、その役割は大変重要でありましたが、現在では雲取山頂付近に都が建設した数 10 人が利用できる雲取避難小屋があること、また、山頂近くの埼玉県側には雲取山荘があることなどを考えれば、町営奥多摩小屋は所期の目的を十分に達成したと考えております。

このため、現時点においては、町では、町営奥多摩小屋については、近い将来、解体する方向で考えております。雲取山は東京都唯一の日本百名山の 1 つでもあり、国立公園でもあること、また今年から、8 月 11 日を祝日にして山の日として制定されたことなどから、町だけではなく、関係機関である東京都や環境省にも町営奥多摩小屋に対する思いや考えもあると思われまますので、今後はそのあり方について、都や国の担当者と十分な検討を重ねた上で、最終的な判断をしてまいりたいと考えております。

次に、町の花ミツバツツジであります。当町は古くから都民の憩いの場所として親しまれ、昭和 25 年に秩父多摩国立公園に指定されました。その特色は、山麓から頂になる急峻な V 字形の溪谷にあり、ミツバツツジ、別名ムラサキツツジは、この溪谷に自生し、他の花木に先立ち、葉が伸びる前に花が咲くことから一番ツツジと呼ばれ、早春から紫紅色の花をつけ、また秋には紅葉する美しさも備えております。このミツバツツジは古くから自生しているものに加え、個人的に庭に植えたものなどがあり、毎年、春には町内各所において一斉に開花するため、彩の少ない早春の花として、住民を初め、来遊者など、多くの方々の目を楽しませております。

初めに、出生記念植樹事業についてですが、平成 9 年度の第 1 回から平成 19 年度第 11 回までの 11 年間に及び、お子さんの出生を記念して出生記念植樹の記念樹として町の花ミツバツツジを、登計トレイルがあるふれあいの丘や、登計原山村運動広場公園のグラウンドの一部に植樹し、自然環境に合った景観づくりを推進するとともに、自然に親しみながら、住民の皆さんの思い出づくりを目的に行われてまいりました。また、平成 20 年度から

26年度までの7年間は、対象世帯に記念樹の配付事業としてミツバツツジの苗木を配付し、さらには平成26年度に生まれたお子さんからは、磁器タイルに写真や氏名、生年月日を焼きつけたものを記念品として配付して、出生をお祝いしております。

出生記念植樹は、平成9年度から平成19年度までの11回の対象者について行ったもので、男子168名、女子156名の、合計324人が対象となり、それぞれの植樹の場所には実施回数、植樹日、場所によっては全員の氏名を明示した案内プレートが設置されております。お子さんが植えた個々の記念樹には、名前や生年月日が明記されたプレートが、ひもやアクセサリチェーンなどでつりさげられております。

その後、平成20年度第12回から、平成26年度第18回までの配付事業は、男子63名、女子59名、合計122名で、延べ18年間にわたり、446人にミツバツツジの記念樹の植樹事業と配付事業を実施してまいりました。記念植樹地は、以前から町の森林を管理する保安員が下草刈りを行い、その後、平成23年度からは一般財団法人おくたま地域振興財団へ、森林トレイル管理業務委託の一環として、ロードの補修や、ふれあいの丘の記念植樹地内の下草刈りを年に1回行っており、維持管理に努めておりますが、記念樹の中には、日当たりが悪く、日陰になる場所に植えたものもあり、枯れてしまったものも見受けられます。このようなことから、現在植樹されているミツバツツジにつきましては、引き続き適正な管理を継続するとともに、ご提案の各公共施設におけるミツバツツジの植栽については、日当たりが十分確保されることや、他の植物との競合を避け、十分な養分が吸収できる生育環境の整備も重要でありますので、今後の研究、検討課題とさせていただきます。

次に、山村留学の検討でございますが、初めに近隣自治体における山村留学制度の導入の状況につきまして、申し上げます。

一般的には、山村留学は一年を単位としており、小学校1年生から中学校3年生までの、義務教育を受ける児童・生徒が対象者となっております。住居につきましては、学園方式、里親方式、寮方式及び家族方式があり、運営団体は公益法人や教育委員会、地域住民組織、NPO法人など、さまざまな団体が運営しております。

西多摩の8市町村におきましては、町を含め、山村留学制度を導入しておりませんが、近接の丹波山村及び小菅村におきましては、村による親子の山村留学制度が導入されております。このうち、小菅村では平成26年度の制度開始以来、利用実績はありませんが、丹波山村では6世帯が入居できる親子留学用住宅に、現在5世帯、16名が入居しております。

町では、これらの制度はありませんが、体験入学は町内小・中学校で受け入れられる体制を整えており、平成27年度では氷川小学校で6月の1カ月間に兄弟3名が、古里小学校では7月の1カ月間に女子1名が、それぞれの小学校に通ってございました。このうち、古里小学校の1名につきましては、その後、家族とともに町に転入し、現在も古里小学校に通っております。

同時に、町では若者に定住していただくため、各種の少子化、定住化対策を実施しておりますが、教育関係につきましても多くの施策を実施しております。町独自の基礎学力を

育む学校づくり交付金は、平成16年度から継続して行っており、その予算額も、当初の1校当たり60万円から、現在は小学校1校当たり80万円、中学校は120万円に拡大して、各小・中学校の裁量において学力向上に資する予算として活用されております。また、バス、JR定期代につきましては対象者に全額補助、卒業アルバム補助金は小学校6年生、中学校3年生一人当たり1万円を助成しており、小学校での宿泊体験学習や、中学校の修学旅行を初めとする各種の校外学習、そして部活動支援にも助成を行っております。

教職員に関しましては、平成22年度から開始された西多摩地区教員公募制度により、奥多摩教育を理解し意欲のある教員を、面接などを通じて確保するとともに、教育支援員、理科支援員、学習等補助員、学校図書館支援員、スクールソーシャルワーカーなど、町予算にて雇用し、奥多摩教育のさらなる推進を図っております。

奥多摩教育という方面では、ワサビ、シイタケ、治助イモ、サツマイモの栽培、ヤマメ飼育、林業体験、水干登山、氷川獅子など、地域の特産物や自然、あるいは伝統芸能などを授業に取り入れ、郷土愛を育む教育の推進も図っております。さらに、中学生等の海外派遣事業、小学生の神津島洋上セミナー派遣事業、オーストラリアの高校生受け入れ事業などの交流事業を行い、社会教育の側面からも、次代を担う、広い視野を持った人材の育成を図っております。

これらの教育施策の推進により、全国学力・学習状況調査において、特に中学校では、ここ数年、全国平均を上回る成績となっており、確かな学力の定着が見られております。

町において一年間に生まれる子どもは、子育て世代夫婦の減少などの影響もあり、年度により、あるいは地域により、偏りが見られる状況が生じております。町が展開している教育施策や少子化対策、定住化対策は、多岐にわたると同時に、きめ細かな事業推進を図っていると考えますが、より高い効果が発揮するため、また町外からの転入者を増やすためには、各種施策がスムーズに連携して、よりスピーディーかつわかりやすい情報を発信すると同時に、町が必要としている子育て世代夫婦などの意向等を把握して、家族全員での移住のハードルを少しでも低くしてまいりたいと考えております。その上で、山村留学制度、あるいは親子の山村留学制度のニーズがどの程度あるのかを見きわめていきたいと考えております。一年単位の更新が必ずしも定住につながるかは、同制度導入自治体の状況も見聞しながら、なお分析の必要性があるのではないかと考えます。

現在、町では従来の空き家バンク制度に加え、若者用空き家バンク制度、いなか暮らし支援住宅及び町営若者住宅の整備、さらには空き家等活用促進事業交付金などを活用しながら、住宅の確保、整備と、若者定住を進めてまいります。お試し移住に関しましては、定住を希望する方々の受け皿が十分ではない現状で、丹波山村のような親子留学用住宅等の整備を行うことは、住宅供給数量や予算などの面から、あるいは優先順位の面からも難しいものと考えます。ただし、空き家などの活用による体験入学を経ての定住につきましては、場合によって、その後の諸事情により対象者が転出することもあるかと思いますが、他の定住希望者とのバランスを見ながら、可能性を検討してまいりたいと考えております。

○議長（須崎 眞君） 大澤由香里議員、再質問はありますか。どうぞ。

○2番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。幾つか再質問させていただきます。

奥多摩小屋については、近年、近い将来、解体する予定だということですが、利用者が増えているテントサイト、それからトイレや管理者がいる場所も全部撤去するということなんでしょうか。そこをちょっとお聞かせください。

ミツバツツジですが、今、枯れて、子どもさんのがなくなっている木についてはどうするのか、ちょっとはっきりわからなかったのもので、その答弁をお願いいたします。

あと、山村留学については、丹波山村の例をご紹介いただきましたが、私も丹波山村のほうにお聞きしまして、いろいろ実態をお聞きしました。丹波山村は平成4年から、複式学級の解消のために始めたそうです。村にある空き家等を留学家庭用に用意して、地域の一員として生活してもらう家族方式という方式ですが、27年度は小学生3名、中学生3名、計6名。今年度は小学生4名、中学生2名、高校生1名、この高校生は小菅からのスクールバスに乗って上野原まで通っているそうです。あと、保育園児も2名いるそうです。両親と来る家庭もありますが、多くは母親と子どもという場合が多いそうです。丹波山村の今現在の生徒数は、小学生が12人、中学生が10人ということですので、依然として複式学級ではありますが、生徒数の増加に、留学生がかなり貢献しているということでした。

地元の子どもたちは、小さいころから決まった友人関係を余儀なくされる環境でしたが、山村留学生が入ることで友達が増え、競争心が芽生えたりと、よい刺激になっているそうです。大体が卒業すると地元に戻るそうですが、子どもたちのきずなは深くなっており、残りたいと言いながら別れを惜しむ姿に、周りの大人たちも涙を誘われ、感動するそうです。受け入れる側、来る側、どちらにとってもプラスになる面が多く、地域の活性化にとっても、とても効果があるということでした。

今、町が整備している若者住宅、あるいは、今の答弁にもありました空き家の幾つかを山村留学用として受け入れ体制をつくれれば、それほど大変ではなくできることだと思えます。奥多摩町によく似た環境にある丹波山村に倣って、ぜひ当町でも導入していただきたいと思えます。

以上です。ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 観光課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 2番、大澤議員の再質問の1点目になります、奥多摩小屋に併設されていますテントサイト、それからトイレ、こちら撤去するのかということについて、まずご答弁させていただきたいと思えます。

現在、環境省の自然保護官とも今お話をさせていただいてるところですが、テントサイト利用者につきましては、5年前の数字と比べますと、5年前が2,500人ほどであったものが、現在は3,200人ほどということで、増加の傾向にございます。一方、小屋のほうにつきましては、先ほど町長からご答弁させていただきましたとおり、23年度は460人が、

現在は 330 人ほどということで、利用者は減少傾向にあるというような状況の中で、テントサイトを仮に運営する場合についてというようなお話をさせていただいたところ、まず 1 つ、自然公園法の適用を受けるわけですが、自然公園法の中ではテントサイトをつくる場合、張る場については許可を受けなければいけないというふうになっておりまして、これに基づいて、許可のあり方と申しますか、許可を受けるにはというようなことになってきますと、まず 1 つは管理人がいるということと、そしてトイレがあることというのが、テントサイトを許可する、しないという基準になりますよというようなお話でした。

そういった中で、今後、テントサイトまで全て撤去するのかどうかということは、国としても非常に利用者が多いというのは、保護官のほうもつかんでいるというようなことですので、町長からもご答弁させていただいたように、国としてのテントサイトへの考え方ですとか、あるいは、東京都もそうですが、トイレ等の考え方というものもありますので、これは町の費用をもって全てやるというのは、今ご答弁させていただいたとおり、財政面からも非常に厳しい状況でございますので、この辺を総合的に協議していきながら、最終的な判断をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 住民課長。

○住民課長（天野 成浩君） 2 点目のミツバツツジのなくなっている部分についてということで、答弁させていただきます。

平成 9 年度から平成 19 年度まで、この 11 年間で 324 名が対象となっております。324 本ということです。いずれにいたしましても、当初から記念植樹の際に、なくなっている部分というのは、ご家庭で管理する場合は持ち帰ることも可能ということで、持ち帰った家庭もいらっしゃいました。また、記念植樹を行った後、数年後ですけれども、その際に持ち帰られたご家庭もいたということでございます。

また、その他において、平成 19 年度に森林セラピーロードを整備いたしました。その際に移植が必要となりましたので、その際に、70 本程度ですけれども、移植に協力していただいで移植を行ったということも聞いておりますけれども、その際にお持ち帰りになった方もいらっしゃいます。また、枯れてなくなった部分もあるかと存じますけれども、いずれにいたしましても数は減少しております。

一概に、誰の記念植樹がないから補植をするということではなくて、現在植樹されておりますミツバツツジについて、引き続き適正な管理を行ってまいりまして、下草刈り等の管理ですが、ミツバツツジの生育環境を観察しながら、研究、検討を今後も続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 若者定住化対策室長。

○若者定住化対策室長（山宮 忠仁君） 3 点目の再質問につきまして、お答えさせていただきます。山村留学に関して、町でも若者住宅あるいは空き家を活用して導入してほしいという再質問をいただきました。

まず、現状の状況につきまして、ちょっとお話をさせていただきたいというふうに考えております。現在、奥多摩町のほうで、奥多摩に暮らしたい人登録バンクというものを設けておまして、問い合わせ等があった場合に、その方の住所やお名前を登録させていただいて、こちらから住居に関する情報とかを提供しておるんですけれども。今、この6月現在で、そちらのほうへ126件ほどの方が登録されております。また、若者用空き家バンク、それから一般的な空き家バンク、これは年齢問わずというものですけれども、これを合わせて、現状5月末というところで96件という状況になっております。

主に、若者定住化対策室のほうでは、奥多摩に暮らしたい人登録バンクのご案内をしているところなんですけれども、先ほどの126件ある中で、この4月以降、登録する、しないにかかわらずということなんですけれども、お問い合わせが今24件ほど、奥多摩のほうで屋敷がないかとか、住みたいとかというお話をいただいているんですが、ただ、そこのお問い合わせの中では、現状に関しては山村留学というようなお話はちょっといただいていないというのが実情でございます。

ただ、議員からもお話がありましたとおり、今後、小学校、中学校の同級生あるいは同性の子どもがいないとか少ないという状況も、これは現実の問題でありますので、今後、教育委員会も含めてという形になりますが、また、先ほど町長からも答弁申し上げましたとおり、住宅の供給数量、予算の面、それから今申し上げました、奥多摩に住みたいという人はかなりいるという中で、その辺のバランスを見ながらということで、今後の研究、検討課題というふうにさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしく願います。

○議長（須崎 眞君） よろしいですか。どうぞ。

○2番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございます。

奥多摩小屋については、トイレとかテントサイトは、これからの協議次第ということですが、登山客の多くは維持を願っておりますので、トイレ、テントサイトだけでも維持していただけるように、都のほうに強く要望していただきますよう、お願いいたします。

ミツバツツジについては、落ちたプレートとか、なくなったものについては植えかえないというご答弁だったということで、判断してよろしいですか。ということと受け取ったんですが、自分の子どもの木がないというのは、保護者にとっては寂しいものです。子どもの健やかな成長を祈念した取り組みだと思っておりますので、そういう意味合いからも、きちんと名前と木を照合して、持ち帰った人の家庭も把握しながら、枯れたり、なくなった木については、ぜひ植えかえなり、密集して育ちづらかったり、幼木の場合だと盗難に遭いやすいという心配もありますので、希望者には苗木を自宅に持ち帰ってもらうという方法でもいいと思っておりますので、その辺のはっきりした対応をしていただきたいと思います。そういった町の誠意ある対応が、町民の町を愛する心にも結びつくのではないかと思います。

それから、山村留学については検討していくということですが、今の小学生の保護者か

ら強い要望がありましたので、ぜひ早い段階での実現がかないますように、協議していただけますようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、2番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります、ここで暫時休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。午後3時15分から再開いたします。

午後2時55分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番、清水明議員より一般質問を行います。

清水明議員。

〔4番 清水 明君 登壇〕

○4番（清水 明君） それでは、一般質問の通告書に従いまして、大きく2点ほど、質問させていただきます。

まず、公共施設等の整備について、お伺いいたします。

町村合併で奥多摩町が誕生して約60年、この間の人口減少は地域社会にさまざまな影響を及ぼしてまいりました。そして、第5期長期総合計画においても、引き続き減少が見込まれております。奥多摩町では、人口が減少を続ける中で、公共施設等の整備を進めてまいりました。さらに、少子化、高齢化、そして人口減少社会の到来と、その先に予測された自治体としての消滅可能性は、これからの公共施設等の整備にも影響を及ぼすものと考えております。先日の人口増対策につきましてはご期待しておりますが、今後、人口減少の中で、既存の公共施設等を維持しつつ、改修改良等で質的向上などを図ることも求められてくるのではないかと考えます。

特に、今後30年間で発生確率が70%とも言われる首都直下地震への備えは急を要すると思われませんが、町長のご所見をお伺いいたします。また、東日本大震災や熊本地震にも見られるように、民間住宅等にも地震による甚大な被害が発生しております。町内の家屋等も、希望者には危険度判定を実施し、補強や修繕に町が補助を行うなどの減災対策が考えられますが、この点についてもあわせてお伺いいたします。

次に、道路関連で質問させていただきます。

南岸道路の延伸で、観光に影響があらわれております。小河内方面を例にとりますと、海沢大橋から二手に分かれ、氷川をバイパスする車輛が増加し、同様に将門の信号ではとのす、白丸をバイパスする車輛が急増しております。新しい道ができれば、利用者、すなわち観光客の流れが変わるのは、今に始まったわけではありません。通過するだけの観光でも困りますが、はとのす、白丸、氷川等への入り込み客そのものが減少することは、事

業者にとっては不安材料でもあり、致命的とも思われます。これらの地域へ、入り込み客、観光客を誘導するためのサインや看板の設置を要望する声が町内にございます。南岸道路の一部供用開始に伴い、影響が出始めておりますので、町長のご所見をお伺いいたします。

次に、公務員犯罪の防止について、お伺いいたします。

議員を含めた公務員の犯罪、あるいは犯罪の疑惑に係る報道記事が、相変わらず目につきます。過去の例も含め、一例を挙げますと、あっせん収賄の疑いで大臣が辞任。医療グループから 5,000 万円の受領で知事が辞職。自家用車で死傷事故を起こし、徳島県美馬市長が辞職。支持者 21 人にチョコレートを配り、公職選挙法抵触のおそれ報道された、兵庫県三木市議会の副議長。積立金を不正利用して懲戒免職処分となった、山形県大石田町職員。このほかにもさまざまな公務員犯罪が伝えられております。

日々の報道からは、信用の失墜、辞職、辞任、失職などの大きな代償を払った事例が多く見受けられますが、そこで次の点について、お伺いいたします。

1 点目といたしまして、職員の資質向上を目的に行う集合研修に、犯罪防止の観点からの研修を取り入れてはいかがでしょうか。昨年、公職選挙法と政治資金規正法によって禁止されている行為について、議員を対象とした研修を受けましたが、現在、大変役に立っております。

2 点目といたしまして、職員の交通安全意識を高めるとともに、事故時に職員の安全運転を証明する手段として、ドライブレコーダーを公用車に設置してはいかがでしょうか。

3 点目といたしまして、政治家の寄附の禁止について、定期的に広報してはいかがでしょうか。

議員も含めた公務員の犯罪について、その未然防止の観点から、以上の 3 点について、町長のご所見をお伺いいたします。

なお、この一般質問の通告が 5 月 25 日で行ったので、その後、例示いたしました、あっせん収賄の疑いの大臣につきましては不起訴ということで報道されております。また、現東京都知事が前知事と同様に任期途中での辞職ということでも、報道がされております。この 2 点につきましては、提出後に大きな変更がありましたので、補足として説明させていただきたいと思っております。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 4 番、清水明議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、公共施設等の整備についてであります。町は昭和 30 年の町制施行以来、一貫して人口は減少しておりますが、行政需要の拡大などを背景に、多くの施設を整備してまいりました。その上で、ご質問の人口減少社会到来と公共施設の整備及び首都直下型地震への備えにつきましては、既にまち・ひと・しごと総合戦略の人口ビジョンでお示しておりますが、今後の人口推計値は 2040 年に 2,503 人、2060 年に 1,280 人と、一層の人口

減少と少子高齢化の進行に伴い、厳しい人口環境と、それに伴う財政状況が続くものと予測されます。これらに並行して、これまでに整備してきた公共施設等の老朽化が顕在化し、近い将来、多くの施設が改修更新時期を一斉に迎えることになり、多額の維持、更新費用が必要になると見込まれます。

一方、財政的には、歳入では長期的な生産年齢人口の減少に伴う税収の漸減、歳出では少子高齢化社会の進行に伴う扶助費等の義務的経費の増大により、財政状況の改善が見込めない中、公共施設等の維持管理、更新費用をいかに適正な水準に抑えていくことができるかが課題となっており、今後の公共施設等のあり方について、長期的な視点から、既存の施設を効果的かつ効率的に活用し、運用していくことが重要であると考えております。

このため、各種の公共施設等については、計画的に効率よく維持管理を行い、長寿命化を図ること、また公共施設等の利活用促進や統廃合を進めることで将来負担の軽減を計画的に推進するため、平成 27 年度に奥多摩町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。この計画では、役場庁舎や文化会館など、建築系施設と、道路や下水道など、土木系施設に分け、それぞれの施設の経過年数や利用の現況の全体を把握し、行政施設を初め、観光産業施設、社会、文化施設など、それぞれの分野ごとに整備の方針を示しております。

この計画の策定段階で、建築系施設の現況を調査したところ、総延べ床面積は 6 万 5,646 平方メートルあり、平成 27 年 10 月 1 日現在の人口 5,409 人に対して住民一人当たり 12.1 平方メートルの床面積となり、総務省発表による全国の人口 1 万人未満の自治体の一人当たりの平均 10.61 平方メートルを上回っているという結果が出ました。

この建築系施設の用途別の整備の状況を見ますと、観光産業施設が 21.6%と最も多く、次いで学校施設が 20.3%、その他の公共施設が 14.8%、保健、福祉施設が 11.9%、社会文化施設が 11.5%、住宅施設が 8.3%、行政施設が 7.0%、処理施設が 4.6%となっております。また、経過年数別の整備の状況を見ますと、20 年から 30 年未満が 28.6%で最も多く、次いで 30 年から 40 年未満が 22.2%、10 年から 20 年未満が 19.4%となっております。

一方で、建築基準法では、昭和 56 年の改正に伴い、新しい耐震基準となりましたが、それ以前に建設された公共施設は 1 万 1,767 平方メートルで、全体の 25.5%を占めており、そのうちの 46.1%が学校施設、25.9%がその他の公共施設となっております。その多くは、古里小学校、氷川小学校、旧日原小学校、旧小河内小・中学校で、これらの延べ床面積の合計は、新基準以前の公共施設の 71.8%を占めております。

また、中学校につきましては、古里中学校が昭和 60 年に、氷川中学校が昭和 61 年に建設されておりますので、建築基準法による新耐震基準を満たす建物となっております。

このような状況の中、古里小学校、氷川小学校につきましては、校舎及び体育館を、耐震診断に基づき耐震補強工事を実施いたしました。役場庁舎は平成 25 年度に耐震診断を実施し、耐震性不足との結果となっております。

また町営住宅につきましても、良質な住宅ストック形成のため、奥多摩町公営住宅等長寿命化計画を平成 26 年 2 月に策定しておりますので、これに基づき計画的に整備してまい

りたいと考えております。

次に、公共施設の首都直下型地震への備えであります。役場庁舎は平成 27 年度から庁舎建設のための基金の積み立てを開始したところであります。今後は、基金の積み増しのスピードを上げるとともに、本年 6 月 1 日には新庁舎建設庁内検討委員会を設置しましたので、できるだけ早く、役場庁舎のあり方について、その方向性を出してまいりたいと考えております。

また、その他の公共施設につきましても、この計画の方針に基づき、30 年先を見据えた財政的負担の軽減、そして平準化の視点に立ち、地域の安全安心も考慮に入れた上で、人口規模に見合った施設としていくため、それぞれの公共施設について、最適な配置を検討し、更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行ってまいりたいと思っております。

次に、民間住宅等の危険度判定の実施などの減災対策についてであります。今回の熊本地震は、これまでに経験したことのない長期にわたるもので、震源地が移動して、広い地域にわたり、大雨も加わって、時間の経過とともに家屋や傾斜地などの被害が大きくなりました。5 月末日時点での建物被害は、全壊が約 8,300 棟、半壊が 1 万 9,000 棟、一部損壊が約 8 万棟と、罹災証明書の発行に必要な被害確認が進み、被害戸数も増加している状況であります。

建物被害は、建築基準法が改正された昭和 56 年以前に建築された古い木造家屋に集中しており、九州では台風のための重い瓦を使用する住宅が多いこと、14 日の前震では自立していたものの、16 日の本震で倒壊した住宅が多く、2 度の大きな揺れが被害を拡大させた要因でもあると言われております。

町においても、昭和 56 年の法改正以前に旧耐震基準で建築された住宅も多くあることから、これらの住宅については、現在の基準に沿った耐震化を図ることで地震による被害を減少させるため、補助制度等について、今後検討していきたいと考えております。

次に、南岸道路開通に伴う観光客等への誘導サインや看板の設置についてであります。

多摩川南岸道路、主要地方道奥多摩青梅線は、国道 411 号と並行するバイパス道路で、災害時における地域の孤立化の防止や、観光シーズンにおける交通混雑の緩和などを目的として整備が進められ、平成 13 年には愛宕トンネルの完成により登計工区が開通し、続いて城山トンネルの完成に伴い、昨年 5 月 30 日に城山工区が開通し、棚沢地区までの通行が可能となりました。

この道路の開通による通行状況についてであります。町住民課で行っております交通量調査によりますと、城山トンネル開通後の平成 27 年 11 月 6 日、金曜日の調査では、古里交差点を通過した自動車は 9,176 台であるのに対し、氷川交差点を通過した自動車は 3,431 台となっており、おおむね通行車輛の 6 割が多摩川南岸道路を通過している結果となっております。また、棚沢の城山工区が開通する前の一昨年 11 月 7 日の金曜日に行った同調査でも、古里交差点が 8,222 台、氷川交差点が 3,450 台で、こちらもおおむね通行車輛の 6 割が海沢大橋を通り、登計工区を通過した結果となっており、城山工区までの開通

前後で大きな差は見られない状況にあります。

しかし、この結果を見ますと、観光面では増加傾向にある観光客の移動時間短縮による滞在時間の延長など、大きなメリットがある一方で、棚沢、白丸地区、奥多摩駅周辺など、並行する国道 411 号線側に位置する地域への通行量は減少する傾向も見られ、議員が申されるように、ただ単に通過するだけでは観光振興につながりませんが、この間には鳩ノ巣溪谷、白丸魚道、数馬峡、日原鍾乳洞、氷川キャンプ場、氷川釣り場、もえぎの湯などの景勝地や、観光施設が多くありますので、これらを紹介する案内看板の設置は必要と考えております。

平成 29 年度に東京都の補助を受け、観光案内板を整備することで、国道 411 号線に点在する観光施設等の振興を図ってまいります。

次に、2 点目の公務員犯罪の防止についてであります。公務員の基本理念として、憲法は公務員を全体の奉仕者として位置づけております。これを受け、地方公務員法は服務の基本基準を定めており、そこには①として、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すること、②として、全力を挙げて職務に専念することを定めております。これは、主権者である国民全体の奉仕者として公務員が位置づけられているという、公務員の基本的性格を定めたものであり、全ての公務員に適用される基本原則であります。

地方公務員法には、職員はその職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないと定められております。職員が直接、職務を遂行するに当たっての行為はもちろんのこと、職務外の行為であっても、酒気帯び運転などの道路交通法違反、傷害、汚職などの刑事犯罪、その他の服務義務違反など、結果として当該職務の職に対する住民の信頼が損なわれ、あるいは住民の公務全体に対する信用が失われる場合は、その後の公務執行について、著しい障害が生ずるおそれがあることから、これに該当するとされております。

これを受け、町では信用失墜行為の発生を未然に防止するとともに、これらの行為が発生した場合に、厳正かつ公正な処分を行うため、奥多摩町職員倫理マニュアルを定め、職員の倫理行動規範、職員の行動基準、綱紀の保持のための具体的方法を規定し、職員一丸となって全力を挙げて取り組んでおります。

このうちの職員の行動基準では、職務に対する基本的姿勢、贈収賄や業務上横領の防止、利害関係者との関係、交通法規の遵守、セクハラ、パワハラ、パワハラ禁止、公金意識の徹底、情報セキュリティ対策について、詳細に説明をしており、職員の倫理行動規範を実践していくための具体的な施策として定めております。

さて、1 点目の集合研修に犯罪防止の観点からの研修を、についてであります。町では職員研修として、東京都市町村職員研修所への派遣研修、町独自で実施する接遇研修、町職員全体を対象とした研修を実施しております。このうち市町村職員研修所では、経験年数、職層別ごとの階層別研修、専門研修を実施しており、新任職員研修、課長職新任研修などで、汚職等、非行を起こさない職場づくりを進めるための研修を実施しております。

が、さまざまな公務員犯罪が伝えられていることから、職員が町民から疑惑や不信を招かないように、みずからの職責を自覚し、高い倫理観を持って職務に取り組むため、全職員を対象とした職員研修として取り入れるよう、検討してまいります。

次に、2点目のドライブレコーダーを公用車に設置することについてであります。近年、職員の安全運転意識及び運転マナーの向上、交通事故発生時における自己責任の明確化及び処理の迅速化を図るために、公用車にドライブレコーダーを搭載する自治体が増えているようでございます。

平成27年度末現在、町では公用車を、消防自動車を含め、66台を保有しております。また、事故件数については、件数が少ないものの、毎年、物損事故が発生しております。このため、ドライブレコーダーを搭載することにより、職員の安全運転の意識の向上につながることで、または町内を走る公用車が防犯カメラとしての機能を発揮すること、さらには、このことによって住民の皆様の安全安心が確保できるのであれば、今後、公用車にドライブレコーダーを設置することについて検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の政治家の寄附の禁止について定期的に広報を、につきましては、東京都選挙管理委員会では、毎年7月と8月、12月と1月の2回、それぞれ2カ月間を寄附禁止PR強化月間として周知しており、町でもポスターの掲示、リーフレットの配布をしております。この強化月間では、政治家、いわゆる現に公職にある者、候補者、候補者になろうとする者が寄附にお金をかけることなくして、お金のかからない選挙、きれいな選挙を実現するためにも、取り組みをしております。

政治家が選挙区内の人や団体にお金やものを送ることは、時期や理由を問わず、法律で禁止されており、また有権者が政治家に対し寄附を求めることも禁止されております。政治家の寄附の禁止について、有権者にもお知らせすることがクリーンな選挙につながると考えておりますので、強化月間などの期間に、広報おくだま、町ホームページを通じて広報してまいりたいと考えております。

○議長（須崎 眞君） 清水明議員、再質問はありますか。どうぞ。

○4番（清水 明君） 再質問を1点、させていただきたいと思っております。

ご回答いただきました中で、町におきましては長期的な計画の中で計画的に対応を図られるということでございました。公費を投入する範囲を、個人の住宅と敷地に拡大して災害に備えることは、孤立しやすい当町にとって災害時対応の軽減にもつながるのではないかと考えております。奥多摩のような山間地では、斜面を利用して宅地を形成してまいりました。傾斜地に造成した宅地の中には、石積みに亀裂が生じたり、斜面が後退するおそれのある地形を目にすることがあります。安全安心な住民生活を保障するために、個人が実施する減災対策に公的補助が必要と考え、質問させていただきました。

日ごろの道路点検等で、ある程度の危険箇所は把握されていることと思っております。個人住宅や敷地などで危険配慮の必要性があると思われるような事例がございましたら、お伺いいたします。

それから、質問ではございませんが、南岸道路の一部供用開始に伴う観光客の誘致につきましては、よろしく願いいたしたいと思えます。

同様に、公務員犯罪について、その未然防止の観点から質問させていただきました。この件につきましても、ここで18歳の選挙、選挙権が18歳からということで、この参議院選から適用されてまいります。既に高校では授業の中に、こういった18歳選挙に対応した授業が導入されていると伺っております。高校の授業で、その内容が家庭に持ち帰られますと、住民意識が、これで今後変わっていくのではないかとというふうにも考えておりますので、未然防止の観点からは、先ほどの3点について、よろしく願いいたします。

それでは、再質問ということで、先ほどの個人住宅や敷地など、危険箇所、配慮の必要性の事例がございましたら、ご回答をお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 4番、清水明議員の再質問にお答えいたします。

個人住宅等、敷地等の危険な事例ということでございますけれども、国道、都道等については西多摩建設事務所、町道については町の地域整備課等でパトロール等をしております。その中で、道路関係で危険が生じるような箇所につきましては、それぞれ対応いただいているところですが、その中で、主に道路等を見てるので、各ご家庭の踏み込んだ部分までは確認できていないというふうに考えますけれども、道路のひずみ等の状態から、その家の敷地に危険がある、もしそのような場合にはそれぞれ連絡が来ますので、また各個人のご家庭からも、裏山に亀裂が多少入っているとか、そのような連絡があったときには、こちらでも対応しているところでございます。

また、家の関係でございますが、木造住宅も、今、町のほうでは専用住宅が4,000軒弱あるということで、56年の新耐震以前のものが、大体半数ぐらいあるのかなというふうに考えておりますけれども、今後、パトロール等をしている中で、そのような状況が発生、発見された場合には、それぞれで対応、また個人のご家庭にご連絡して、相談を受けながらの対応ということも考えていくようになるかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 先ほどの災害における一般住宅の問題について、誤解のないように、少し話をしておきます。

今、東京都の中で一般の住宅をやる場合には、建築確認を受けなくてもいい地域が檜原と奥多摩です。それ以外は都市計画法の網をかぶっておりますから、自分の住宅をつくるにしても、建築確認を必ず受けなければ家が建ちません。そういう点では、公共施設については全て、私どもは建築確認を受け、都の指導を受けて、そこが、いろんな地域があるけれども、それに対応する部分は、公としてはつくっております。しかし、一般の住宅は全くそれがありませんから、どこでも住宅ができます。こういうものまでも、将来にわたって、いろんな問題が起きたときに町が保障するというにはならないのかなというふ

うに思っております。過去に、建築確認を受けるために、町全体に都市計画法の網をかぶせるという作業をして、住民説明いたしましたけれども、若干、その部分については個人の費用がかかるということで反対をされました。今になってみると、やっぱり安全安心を守るためには、公の確認を受けるという作業が非常に必要になってきたのかなというふうに思っております。

したがって、これは、法的には建築確認を受けなければいけないということではありませんが、今後、自分の家が安全安心で住めるかどうかということについては、任意で、任意に建築確認を受けていただくというのも、自分自身を守る1つの方法だと思いますので、そういう状況が、この町と檜原にはあるということを確認していただきたいと思っております。

○4番（清水 明君） ありがとうございます。

任意の建築確認ということで、地元の方にもそういった説明のほうをさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、4番、清水明議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第3、一般質問は全て終了しました。

次に、日程第4、議員提出議案第1号、早期に都政の正常化を求める決議を議題とします。

事務局長に、議案を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（澤本 恒男君） 議員提出議案第1号、早期に都政の正常化を求める決議。

上記の議案を提出する。

平成28年6月17日提出。

提出者、奥多摩町議会議員、原島幸次。賛成者につきましては、提出者以外の全議員でありますので、朗読を割愛させていただきます。

奥多摩町議会議長殿。

理由。東京都政の早期正常化を求め、奥多摩町議会としての意思を表明したため。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） これより提案理由の説明を、提出者、原島幸次議員より求めます。

原島幸次議員。

〔9番 原島 幸次君 登壇〕

○9番（原島 幸次君） 議員提出議案第1号の提案説明をいたします。

ただいま事務局長の朗読しました議案の提出理由のとおりでございます。都政の早期正常化を求め、決議を行うものであります。

以下、決議文を読み上げます。

早期に都政の正常化を求める決議。

舛添都知事は、高額な海外出張、公用車の私的利用、さらには政治資金の不正使用疑惑など、多くの疑惑が報道され、多くの都民の皆様から批判の声が上がっています。

5月13日の定例会見では、精査した結果とのことでしたが、ホテルの会議費をはじめとする私的な支出と思われるものが見られ、政治資金収支報告書を訂正し、返金するつもりでしたが、内容は不明確なものが多く、到底、疑惑を払拭できる内容とは言えませんでした。

5月20日の定例会見においても、第3者の公正な弁護士に調査を委ねましたが、自らの疑惑を晴らすような発言はありませんでした。

また、都議会での質疑においても、十分な説明責任を果たすことなく、混乱を招いただけの結果となってしまいました。

あまりにも無責任な行動、発言は、東京都民ならず、我が国全体の政治不信を招いています。日本のオリンピック・パラリンピックの開催地として決定している東京としては、世界にもマイナスの発信となっています。

舛添都知事が、平成26年の都知事選挙において多摩地区重視を掲げ、担当副知事を置くなど、私たちは大きな期待を寄せ、奥多摩から東京都への政策提言を繰り返してまいりました。何回か当地を訪れていただけの予定がありましたが、残念ながら、視察の実現を見ることは叶いませんでした。

今回、湯河原の別荘通いの際、「奥多摩より湯河原が近い」発言は、私たち奥多摩住民としては、大変残念な思いを抱きました。奥多摩町は、町民の皆様、歴代の町長をはじめとする行政、先輩を含めた私たち議会人が、地域づくりに邁進してきました。ここ数年、東京都には大きな支援をいただいておりますが、地域基盤整備をはじめとする多くの課題がいまだに山積しております。舛添都知事には、これまでの世論を真摯に受けとめ、都民が納得できるよう、政治資金疑惑等の全容解明を求めます。

奥多摩町議会は、このような事態をいち早く改善して、東京に奥多摩ありと言えるような政策を推進できますよう、都政の早期正常化を求めます。

以上、決議する。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

お諮りします。本件については、提出者を含む全議員が賛成者でありますので、質疑並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第4、議員提出議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。本件については各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申し出がありましたので、お手元に配付の継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、日程第6、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第124条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、お手元に配付の議員派遣予定表のとおりであります。ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあっては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について、議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、本件については議長に一任することに決定しました。

以上、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

ここで、本定例会の閉会に当たり、町長より挨拶があります。

河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 平成28年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月に始まりました定例会でございますけれども、議会の初日には、私が提案いたしました9件にわたる新しい新設条例、あるいは一部改正、あるいは契約の議案、また人事案件2件等々につきまして、全議員のご賛同を賜り、大変ありがとうございました。また、翌日の本会議におきましては、一般会計の補正についてのご審議をいただき、それについても全議員の皆様のご賛同を得て、今後、事務事業の執行に支障がないよう、議決いただいたことに関しまして、感謝を申し上げます。

また本日、本会議の第3日目でございますけれども、11名の議員の皆様から一般質問をいただきました。それぞれ、私、あるいは再質問等につきましては課長の方から答弁させていただきました。非常に、そういう意味では、いろんなアイデア、またいろんなところの状況等を含めてご質問をいただき、私自身は、その質問についてお答えさせていただきましたが、今後のいろんな意味で考えさせられるところがたくさんあったなというふう

思うところでございます。

いずれにいたしましても、議会と、町政と議員の皆様方は、二元代表制のもとで、私自身が提案する部分についてのいろいろな意味でのご指導、あるいはご提言、また私どもが執行しているいろんな部分について、齟齬を来すようであれば、この議会の中で正していくというのが議会の本筋ではないかなというふうに思います。そういう点では、今後、いろいろな意味で実行していく上において、私自身も自分の考えてることを皆様方にお伝えしていきたい。

そういう点では、非常に、1つ、今後の問題として、非常に残ったことは、この平成28年の熊本県の災害であります。また、3.11の災害でございますけれども、ここ数日来、熊本県の地震については、まだ終息しておりません。かつ、昨日、一昨日あたりから、北海道において地震が発生していると。震度が6ということでございますけれども、大きな被害がなく、大きな被害が出ていないということで、ほっとしているところでございます。

いずれにいたしましても、災害の問題というのは、いつ、どんなときに起きてくるのかということとはわかりません。ましてや、5月13日に熊本に入らせていただき、5カ所ばかりの町村を見せていただきました。もう本当に悲惨な状況です。

私は若いときに、阪神淡路大震災のときにも現場に入らせていただきました。そのときには高速道路が倒れて、あれが、ある意味では大きく目に入ってきて、すごいなということでありましたけれども、それ以外に、火災が発生しビルが潰れているという、こういう実態を見ますと、いろいろな意味で、まだまだ法律の強化、あるいは国、あるいは都道府県の災害に対する援助、姿勢、また、それ以前に発生する以前の問題というのをしっかりやらなければいけないのではないかなというふうに思っております。

しかし、災害の問題というのはただ単に公の、町が率先してやるのはもちろんでございますけれども、住民の皆様の意識が高揚されて、ともにやっていくということが非常に重要なことというふうに思っております。一般質問でも答えさせてもらいましたけれども、個々、一人一人の皆様のご家庭で、その瞬間に起こったということについては、町は瞬時に把握することはできません。そういう点では、まず自己責任をお互いに持ち、一番身近な共助、隣近所の人とのコミュニケーションをしておくことによって、まず一時的な災害を防げるのではないかなというふうに思います。

今回の熊本地震でもあったようでございますけれども、まず1回目の地震が本震であると、皆さんが思っていた。そういう点で、あれだけの大きな地震が起こったので、家に帰ったら、2回目が本震であった、前震からの本震であって、本震のときに死亡者が出ているという実態を聞きました。そういう点で、こういう問題等を含めて、お互いに情報を共有しながら、いろんなところで起きてることについて勉強していく必要があるのかなというふうに思います。

それから、もう1つは、幾つかの災害、いろんなことを見ていきますと、地域のきずな、あるいは消防団員の活躍等々が非常に必要だなというふうに思っております。特に、地域

の消防団の方々は身近におります。その人たちが、目に見えないけれども、実際には活躍をし、早く救助することによって命が助かったという人たちがたくさんおります。そういう点で、私自身は、この新しい年度に消防団員の待遇改善をさせていただきました。非常に厳しい中で、西多摩の中でも消防団員の報酬というのは、檜原、奥多摩では非常に、ほかの町村に比べて低かったわけであります。そういう点では、消防団員の、自分たちの気持ちを含めて、団長からの要請に基づき、報酬等審議会に諮って、そういう部分の団員になってくれる人をより多く確保するためにも、皆様方、議員の皆さんの同意を得て、これも新しい年度に出発させていただきました。

そのようにして、1つ1つ、その地域にある問題について解決していく。これが町であり、この議会の権能だというふうに思っております。

残念なことでありますけれども、先ほど全員一致で決議がなされました。本当に私自身も、この問題については、ずっと頭を悩ませてまいりました。知事が最初に当選したころは、非常に期待もしておりました。また、応援もさせていただきました。そのときには、必ず奥多摩に行くよということで、青梅市民会館で、はっきりと、ものを申してくれました。その後、2回にわたって、この計画がありましたけれども、ヘリコプターの関係で来ない。それはそれでいいんですけれども、その後、今回のいろんな状況の中で見たときには、それよりは回数にして相当の回数、美術館めぐりをしている。冗談じゃない。東京の中には、困っている過疎の自治体が、檜原も含めて2つある。あるいは、9つの島は本当に財政力もなく、そういうところが、この都市の東京都の中にあるという認識が欠けていたのではないかなというふうに思うところがございます。そういう点で、毎日新聞、読売新聞に最終的なコメントを出させていただきましたけれども、非常にそういう意味では、これは当然の結果かなというふうに思うところがございます。

ただ、その中で僕が一番心配していたのは、東京都の最高幹部、副知事以下、局長の人事が、この7月が毎年、人事の季節なんです。ましてや、今回は2人の副知事が6月20日に任期満了になります。そういう点で、秋山副知事と、もう1人は安藤副知事が6月20日で任期満了であります。前田副知事はまだ任期があるんですけれども、副知事人事が決まらないと、局長人事が決まらないんですよ、実際。そういうところまでは報道されておりません。

私は、東京都の大きな組織というのは、むしろ知事ではなくて、副知事以下、局長がしっかりしていれば、大きな、あれだけの部分ですから、回らないんです。そういう点で、副知事人事まで吹っ飛んでしまうと、副知事が一人しかいないという最悪の事態になるというふうなことでありましたけれども、21日までの間に、最終日に副知事を4人制にすると。安藤副知事を筆頭にして、川澄政策審議会の審議局長を副知事に、我々がいろんな意味でお世話になっている、また町にも何回も来ている一番身近な総務局長、中西総務局長が副知事になりました。また、オリンピック関連の副知事として、新たに山本産業労働局長を置くということで、安藤副知事については、これで続投でございますけれども、そ

の人を中心にして、4人の副知事が21日に決まるということで、もう既に議会の議決を得ました。

そういう点では、私自身は今後のいろんな行政運営については安堵しているところがございます。もしも、これが決まらないと、副知事が決まらない、局長が決まらないということになったら、今我々がいろんな意味で、議員の皆さん、住民の皆さんに言われていることを都庁に挙げたとしても、それが前に進みません。そういう状況が起こることを一番心配しておりましたけれども、それは進まなくて、円滑に進んでいくのではないかなというふうに思います。

もちろん、都の知事というのは6兆円からの予算を決定する大事な仕事を持っておりますけれども、私自身はむしろ、今申し上げたほうが心配でございましたけれども、それが決まり、若干、安堵しているところがございますけれども。

この決議については、都もしっかり受けとめていただき、東京都の中に13の町村があるんだということを、東京都にも訴える、いい機会ではないかなということで、この決議については大変ありがたいなというふうに思うところでございます。

また、最後でございますけれども。いろんなご審議を賜り、全ての議案についてご決定をいただき、大変感謝を申し上げますところでございますが、東京都知事選挙が行われるということが今日確定いたしました。7月31日に東京都知事選挙が行われるということでございますけれども、この予算を平成28年度の予算の中に組んでおりません。そういう点で、今日は、私どもの議会が終わりますけれども、東京都の、都知事選挙については専決処分させていただいて、次回の議会にご報告をさせていただくことを、ご了承を賜りたいと思います。

なお、都知事選挙、都議会議員選挙、都で行われる選挙については、10分の10、全部、東京都のお金によって選挙ができるというシステムでございますから、町費を使うということはございませんが、その間、職員には大変な苦勞をしたいと思いますけれども、そういう予算を議会閉会中に専決処分をさせていただくことをお願い申し上げまして、第2回の定例会に当たりましての最後のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

以上をもって、平成28年第2回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。長時間の審議、大変ご苦勞さまでした。

午後4時9分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員